

阿 見 町 議 会 会 議 録

令和 4 年第 1 回定例会

(令和 4 年 3 月 1 日～ 3 月 17 日)

阿 見 町 議 会

令和4年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	2 3
◎会期日程	2 4
◎第1号（3月1日）	2 7
○出席、欠席議員	2 7
○出席説明員及び会議書記	2 7
○議事日程第1号	2 9
○開 会	3 1
・会議録署名議員の指名	3 1
・会期の決定	3 1
・諸般の報告	3 2
・議案第3号から議案第13号（上程、説明、質疑、委員会付託）	3 9
・議案第14号から議案第19号（上程、説明、質疑、委員会付託）	4 4
・議案第20号から議案第25号（上程、説明、質疑、委員会付託）	4 7
・議案第26号（上程、説明、質疑、委員会付託）	5 7
・議案第27号から議案第36号（上程、説明、採決）	5 8
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めること（上程、説明、採決）	5 9
・請願第1号（上程、委員会付託）	6 0
・議員提出議案第1号から議員提出議案第2号（上程、説明、採決）	6 1
・休会の件	6 2
○散 会	6 2
◎第2号（3月9日）	6 5
○出席、欠席議員	6 5
○出席説明員及び会議書記	6 5
○議事日程第2号	6 7
○開 議	6 8
・決議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	6 8
○散 会	7 0
◎第3号（3月17日）	7 1

○出席，欠席議員	7 1
○出席説明員及び会議書記	7 1
○議事日程第 3 号	7 3
○開 議	7 5
・議案第 3 号から議案第 1 3 号（委員長報告，討論，採決）	7 5
・議案第 1 4 号から議案第 1 9 号（委員長報告，討論，採決）	8 2
・議案第 2 0 号から議案第 2 5 号（委員長報告，討論，採決）	8 4
・議案第 2 6 号（委員長報告，討論，採決）	9 1
・議案第 3 7 号（委員長報告，討論，採決）	9 2
・阿見町議会改革等調査研究特別委員会の中間報告	1 0 7
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	1 0 9
・委員会の閉会中の継続審査の申し出の件	1 0 9
・請願第 1 号（委員長報告，討論，採決）	1 1 0
・意見書案第 1 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	1 1 3
・会期中の閉会の件	1 1 6
○閉 会	1 1 6

第 1 回 定例会

阿見町告示第9号

令和4年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月9日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和4年3月1日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和4年第1回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第1日	3月1日	(火)	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	3月2日	(水)	休	会	・議案調査
第3日	3月3日	(木)	休	会	・議案調査
第4日	3月4日	(金)	午前10時	委員会	・総 務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	3月5日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	3月6日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	3月7日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	3月8日	(火)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（総務所管分）
第9日	3月9日	(水)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（民生教育所管分）

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第10日	3月10日	(木)	午前10時	委員会	・ 予算決算特別委員会（産業建設所管分）
第11日	3月11日	(金)	休 会		・ 議案調査
第12日	3月12日	(土)	休 会		・ 議案調査
第13日	3月13日	(日)	休 会		・ 議案調査
第14日	3月14日	(月)	休 会		・ 議案調査
第15日	3月15日	(火)	休 会		・ 議案調査
第16日	3月16日	(水)	休 会		・ 議案調査
第17日	3月17日	(木)	午前10時	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決
第18日 ～ 第27日	3月18日 ～ 3月27日	(金) ～ (日)	休 会		・ 議事整理
第28日	3月28日	(月)	午前10時	本会議	・ 閉会

第 1 号

[3 月 1 日]

令和4年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月1日（第1日）

○出席議員

2番	落 合	剛 君
3番	栗 田	敏 昌 君
4番	石 引	大 介 君
5番	高 野	好 央 君
6番	樋 口	達 哉 君
7番	栗 原	宜 行 君
8番	飯 野	良 治 君
10番	永 井	義 一 君
11番	海 野	隆 君
12番	平 岡	博 君
13番	川 畑	秀 慈 君
14番	難 波	千香子 君
15番	紙 井	和 美 君
16番	柴 原	成 一 君
17番	久保谷	実 君
18番	吉 田	憲 市 君

○欠席議員

1番	久保谷	充 君
9番	野 口	雅 弘 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千 葉	繁 君
副 町	長	坪 田	匡 弘 君
教 育	長	立 原	秀 一 君
町 長 公 室	長	建 石	智 久 君
総 務 部	長	佐 藤	哲 朗 君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
人事課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	安室公一君
町民課長	齋藤明君
防災危機管理課長	山崎厚君
社会福祉課長	遠藤朋子君
国保年金課長	武井浩君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	恵美和彦君
農業委員会事務局長	吉田恭久君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和4年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和4年3月1日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第3号 阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

議案第4号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第5号 阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議案第6号 阿見町個人情報保護条例の一部改正について

議案第7号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第8号 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

議案第9号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第11号 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第12号 阿見町下水道条例の一部改正について

議案第13号 阿見町都市計画税条例の一部改正について

日程第5 議案第14号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号）

議案第15号 令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第17号 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第18号 令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）

議案第19号 令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第6 議案第20号 令和4年度阿見町一般会計予算

議案第21号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第22号 令和4年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第23号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号 令和4年度阿見町水道事業会計予算

- | | | |
|-------|--|---|
| | 議案第 25 号 | 令和 4 年度阿見町下水道事業会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 26 号 | 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入） |
| 日程第 8 | 議案第 27 号 | 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第 28 号 | 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第 29 号 | 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第 30 号 | 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第 31 号 | 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第 32 号 | 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第 33 号 | 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第 34 号 | 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第 35 号 | 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第 36 号 | 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | |
| 日程第10 | 請願第 1 号 | 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願 |
| 日程第11 | 議員提出議案第 1 号 | 阿見町議会会議規則の一部改正について |
| | 議員提出議案第 2 号 | 阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 休会の件 | |

午前10時00分開会

○副議長（難波千香子君） おはようございます。

本日は、久保谷議長より、病気療養のため欠席届が提出されておりますので、地方自治法第106条第1項により、私が議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第1回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○副議長（難波千香子君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 飯 野 良 治 君

10番 永 井 義 一 君

を指名いたします。

会期の決定について

○副議長（難波千香子君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る2月22日及び2月25日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和4年第1回定例会につきましては、去る2月22日及び2月25日に議会運営委員会を開催いたしました。2月22日は、出席委員6名で、執行部から総務課長の出席をいただき、2月25日は、出席委員6名で審議を行いました。

会期は本日から3月28日までの28日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、

提案理由の説明，質疑，委員会付託。

2日目から3日目までは休会で議案調査。

4日目，3月4日は委員会で，午前10時から総務常任委員会，午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目，3月7日は委員会で，午前10時から産業建設常任委員会。

8日目，3月8日は委員会で，午前10時から予算決算特別委員会，総務所管分です。

9日目，3月9日は委員会で，午前10時から予算決算特別委員会，民生教育所管分です。

10日目，3月10日は委員会で，午前10時から予算決算特別委員会，産業建設所管分です。

11日目から16日目までは休会で議案調査。

17日目，3月17日は午前10時から本会議で委員長報告，討論，採決。

18日目から27日目までは議事整理。

28日目，3月28日は最終日となります。

今定例会は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大した場合に備え，当初の予定の最終日から11日間延ばした3月28日を最終日としておき，3月17日に委員長報告，質疑，討論，採決まで全ての議事が終了したときには，会期を短縮し，3月17日に閉会をする意図のものでございます。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の協力をよろしくお願い申し上げます，報告いたします。

○副議長（難波千香子君） お諮りいたします。

本定例会の会期は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり，本日から3月28日までの28日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認めます。よって，会期は本日から3月28日までの28日間と決定しました。

諸般の報告

○副議長（難波千香子君） 次に，日程第3，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

去る2月8日に書面開催された第73回全国町村議会議長会定例総会におきまして，当町議会が，令和3年度町村議長表彰を受賞いたしました。

町村議会表彰は全国926の町村議会に、なお一層の自己研さんと、さらなる議会の活性化を推奨する観点から、他の範となる先進的な事績を残している議会を表彰してたたえることを目的として実施され、今年度は各都道府県の町村議長会から推薦された21の町村議会が受賞されました。

当町議会は、他自治体の職員にアドバイザーを委嘱する、議会改革アドバイザー制度を全国で初めて導入し、アドバイザーの助言・提案を基に、ICT化の推進による議会運営の能率化や、定期的な議員研修会・町民との意見交換会を通じた議員及び事務局職員の資質向上を図るなど、積極的な議会改革が評価されました。

今後も、住民の様々な意見を反映しながら、地域の実情に合った議会活動を行い、住民福祉向上を目指してまいります。

このようなものをいただきました。大変皆さん、おめでとうございます。

それでは次に、今定例会に提出された案件は、町長提出議案第3号から議案第36号のほか、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件、中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願、議員提出議案第1号から議案第2号、以上39件であります。

次に、今定例会に予定しておりました一般質問については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため中止とすることにいたしましたので、御承知おきくださるようお願い申し上げます。

それでは、ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

まず初めに、長引くコロナ禍の中、昼夜を問わず医療現場の最前線において、命の危険と隣り合わせで懸命に治療に当たっておられる医療従事者の皆様や、様々な分野で社会インフラを支えておられる皆様に心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。国難とも言える新型コロナウイルス感染症ではありますが、町、議会、そして町民がそれぞれの役割をしっかりと果たし、収束に向けて共に取り組んでまいりたいと思います。引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

さて、今回提出しております議案の審議に先立ちまして、議員各位並びに町民の皆様に、こ

うして私の今後4年間の町政運営に係る所信の一端を申し述べさせていただきますことを、誠にありがたく光栄に存じます。

私自身、このたびの町長選挙におきましては、無投票当選での再選をさせていただき、引き続き町長として2期目の町政を担わせていただくことになりました。改めまして4万9,000人の町民の責任者である町長という職責の重さを痛感しているところであります。議員各位、そして町民の皆様の御協力をいただきながら、町政課題の解決に全力を傾け、町政発展のため、決意を新たに邁進する所存であります。

私は、4年前の町長就任以来、町民の皆様の負託に応えるため、町全体を考え、将来を見据え、そして誠実に町民の声に耳を傾けながら、議会、職員と様々な対話を通じ、よりよい阿見町となるよう考えを巡らし、私なりに全力投球で誠心誠意、職責に努めてまいりました。また、地域予算制度の創設や救急体制の再構築をはじめとした、既存の枠組みにとらわれない新たな政策手法にも挑戦し、失敗や批判を恐れず信念を持って町政執行に取り組んでまいりました。

その結果、私が1期目に公約として掲げました6つの約束と24の政策につきましては、全ての項目で目標を達成することができ、一步ずつではありますが、着実に政策推進の成果が伴ってきたものと実感しております。

これからの4年間につきましては、私が就任当初から掲げる「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」の理念を、引き続き町政運営の基本方針として掲げてまいります。

この将来ビジョンの実現を目指し、より一層の町政発展をさせていくためには、行政は限られた財源の中、現場の状況を確認し、事業の優先順位をつけ、町民に寄り添った施策を効率的かつ効果的に行うことが求められるとともに、町民主導によるまちづくりが不可欠であります。

現在、阿見町の人口は5万人に向かって着実に増えており、市制施行も夢ではない状況となってきました。しかし、単なる阿見市誕生だけでなく、職員の意識改革やレベルアップが不可欠であり、同時に、町民の皆様にも自治意識というものをさらに向上していただく必要があります。

来るべき市制施行へ向けた準備段階として、さらなる協働のまちづくりを推進してまいります。町民の皆様におかれましては、積極的に町民活動に参画していただき、行政との協働により、持続可能で幸せな生活ができる地域づくりの推進に、ぜひ御協力をいただきたく存じます。

現在、阿見町では、総合的かつ基本的な町政運営の方針となる阿見町第6次総合計画後期基本計画により、令和5年度を目標年次として町政運営に取り組んでおります。来る令和6年度からの阿見町第7次総合計画においては、SDGsの目標を施策に関連づけ、SDGsの理念である、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、この方針を柱とした町政運営を目標として、これから述べさせていただきます政策公約に全力で取り組んでまいります。

それでは、施策の方向性と主な取組につきまして、私の政策公約に掲げた12の柱立てに沿って申し述べさせていただきます。

1 番目の柱である「広聴広報」では、町長と語る会の推進、町民討議会の開催、二所ノ関部屋との連携、プロモーション事業の拡充、あみメールの登録促進の5点であります。

主なものでは、二所ノ関部屋との連携についてであります。

大相撲の二所ノ関部屋につきましては、荒川本郷地内に今年の5月に開所が予定されております。町では、全国へ阿見町をPRする千載一遇の好機と捉え、二所ノ関親方にあみ大使への就任をお願いするとともに、ふるさと納税返礼品への協賛、ちびっ子相撲などの青少年健全育成事業への協力、飲食店への支援協力、介護施設等への慰問、部屋と町医療機関との連携協定支援など、それぞれの分野において具体的な取組を進め、町と二所ノ関部屋の双方にとってプラスとなるような相互連携を図ってまいります。

2 番目の柱である「財政IT化」では、基金積立ての推進、ふるさと納税の拡充、地域予算の拡充、DXの推進、テレワークの推進の5点であります。

主なものでは、ふるさと納税の拡充についてであります。

ふるさと納税につきましては、返礼品の拡充や掲載するポータルサイトを増やしたことにより、ふるさと納税制度の開始以来、納税額が年々増額となっております。今後も、さらに多くの方々に本町を応援していただけるよう、様々な資源を活かしながら、返礼金200品目、納税額2億円を目標に掲げ、ふるさと納税制度の拡充に最大限取り組んでまいります。また、ふるさと納税による自主財源を利用した、二所ノ関部屋応援基金の創設を検討してまいります。

次に、地域予算の拡充についてであります。

地域予算制度は、地域づくり会議を土台に、地域住民の声を的確に町の事業に反映させ、効果的に地域課題を解決するための仕組みとして、令和3年度から全小学校区において本格導入いたしました。今後は、町民への制度の周知をより一層図るとともに、地域づくり会議の充実、予算額の拡充、ふれあい地区館事業や子ども食堂との連携など、さらなる制度の拡充に向けて積極的に取り組んでまいります。

3 番目の柱である「子育て」では、子育て支援総合センターの建設、第3子からの誕生祝い金20万円、子育て支援アプリの導入、待機児童ゼロ、放課後児童クラブの拡充の5点であります。

主なものでは、子育て支援総合センターの建設についてであります。

子育て家庭やボランティアが自由に集い交流ができる場の提供と、子育てに関する相談窓口や講座の充実を図るため、子供、家庭そして地域の子育て機能の総合支援拠点としての子育て支援総合センターの整備について検討してまいります。

次に、第3子からの誕生祝い金20万円についてであります。

次世代を担う子供たちの健やかな成長と、多子世帯の保護者の皆様の経済的負担の軽減、また阿見町への定住促進を図ることを目的として、第3子以降のお子さんの出生に対して、お祝い金20万円の支給を検討してまいります。

4番目の柱である「人材育成」では、高校生会の新設、あみ未来塾の創設、人材育成基金の有効活用の推進の3点であります。

主なものでは、高校生会の新設についてであります。

高校生を対象にボランティア活動について基本的な学習の場と機会を提供し、また、様々な町のイベントやボランティア活動、講座への参加を促すなど、地域における高校生のボランティア活動の活性化の推進と若い世代の人材育成に取り組んでまいります。

5番目の柱である「学校教育」では、中学校新入生へのお祝い事業、中学校1校へエレベーターの設置、通学区域の再検討、英語教育の推進、読書意欲の向上、給食費第2子以降の無料化、いじめ・不登校の根絶、小学校教室等のLED化、教職員の働き方改革推進の9点であります。

主なものでは、中学校新入生へのお祝い事業についてであります。

保護者の皆様の経済的負担を軽減するとともに、学校や家庭においての学習環境を整え、健全な育成を支援するため、中学校新入生へのお祝い品等の配布を検討してまいります。

次に、中学校1校エレベーターの設置についてであります。

障害のある生徒等の精神的・肉体的負担の軽減と、公平な学習機会の提供ができるよう、町立中学校1校にエレベーターを設置し、学校施設のバリアフリー化に取り組んでまいります。

次に、通学区域の再検討についてであります。

朝日中学校地区の小中学生が増加している現状と今後の見通しを踏まえ、子供たちのよりよい教育環境を整えるため、通学区域の見直しを図ってまいります。

次に、給食費第2子以降の無料化についてであります。

現在、町では第3子以降の給食費を無料としておりますが、子育て世帯のさらなる経済的な負担を軽減するため、第2子以降への拡大を検討してまいります。

6番目の柱である「文化」では、町史の編さん、戦跡の保全、伝統芸能の継承の3点であります。

主なものでは、町史の編さんについてであります。

町史については、前回の編集から38年もの長い年月が経過しております。町を取り巻く環境が時代とともに大きく変化していく中、過去の検証と歴史編さん事業は非常に重要なものと考えられることから、新たな町史の編さんに向け取り組んでまいります。

7番目の柱である「健康」では、総合保健福祉会館「さわやかセンター」の再整備、新型コロナウイルスワクチン接種の完結、健康づくり事業の推進の3点であります。

主なものでは、総合保健福祉会館「さわやかセンター」の再整備についてであります。

町民の健康に関する重要拠点である総合保健福祉会館は、竣工から25年以上が経過し、老朽化が進み、安全性や利便性を向上することが急務となっております。また、当館は災害時の福祉避難所にも指定されていることから、災害時のための自家発電装置の設置と、建物・設備等の老朽化対策に取り組んでまいります。

8番目の柱である「福祉」では、子ども食堂の拡充、移動販売の拡充、児童虐待の根絶、単身高齢者宅へのエアコン整備補助金の創設、障害者の就労拡充、シルバー世代の就労拡充、単身高齢者のごみ出し支援の7点であります。

主なものでは、子ども食堂の拡充についてであります。

子供等に無料または低額で食事を提供し、地域で安心して過ごすことのできる居場所として、現在、ボランティア団体が主体となり、町内に子ども食堂を開設しております。今後は、地区公民館等を拠点とした子ども食堂の町内全域へのさらなる展開を町として支援するとともに、フードバンクを設置し、子ども食堂との連携を図ってまいります。

次に、単身高齢者宅へのエアコン整備補助金の創設についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等の影響により、在宅で過ごす時間が長くなった高齢者の熱中症等の予防のため、単身高齢者宅へのエアコンの整備に対する補助金の創設に取り組んでまいります。

次に、障害者の就労拡充についてであります。

障害者の就労継続支援のための施設である就労継続支援B型事業所が今年の4月に町内に開所予定であります。今後はさらに、障害者が自立的な就労・就業の機会を確保できるよう、さらなる就労の場の創出に向けた支援を検討してまいります。

9番目の柱である「産業」では、特産品の開発と6次産業化、廃校の利活用、牛久阿見インターチェンジ周辺開発促進、公共交通の整備促進、町内企業と町民の就活支援、移住・定住の促進の6点であります。

主なものでは、特産品の開発と6次産業化についてであります。

地元農産物を使用した特産品の開発では、阿見町初の地酒となる「純米大吟醸 桜翔」が完成し、また、阿見町産の南高梅を使用した梅酒「華梅」、同じく阿見町産の常陸秋そばを使用したそば焼酎「桜蕎」については、店頭販売に加え、ふるさと納税の返礼品として好評をいただきました。引き続き、地域ブランドの創出を目指し、地域資源を活用した特産品の開発支援や販路開拓など、農商工連携による6次産業化を積極的に推進するとともに、特産品のふるさ

と納税返礼品への活用を進めてまいります。

次に、牛久阿見インターチェンジ周辺開発促進についてであります。

圏央道牛久阿見インターチェンジから1キロメートル圏内にある、ひたち野うしく方面へ延伸する道路の一带の地域については、今年度に完了するまちづくり基本調査の結果を踏まえ、新たな産業創出の拠点として、将来を見据えた合理的な土地利用の誘導を含め、開発事業の検討を進めてまいります。

10番目の柱である「観光」では、観光協会の法人化、観光事業の推進、農業体験事業の促進の3点であります。

主なものでは、観光協会の法人化についてであります。

観光協会を拠点とした観光推進体制を強化するとともに、観光による地域経済の活性化につなげるため、任意団体であるあみ観光協会の法人化に向け取り組んでまいります。

11番目の柱である「環境」では、温室効果ガス排出量の削減、ごみの減量化、食品ロスへの取組強化、町民の森の再整備、環境学習の推進の5点であります。

主なものでは、温室効果ガス排出量の削減についてであります。

地球温暖化は、生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであることから、身近で深刻な問題として捉え、町内企業や町民を巻き込んだ全町を挙げた温室効果ガス排出量の削減運動に取り組んでまいります。

12番目の柱である「安心安全」では、自主防災組織の拡充、県外自治体との災害協定の締結、土砂災害区域指定の促進、消防団員の確保と待遇改善、災害対策用資機材等の整備拡充、防犯カメラ設置の推進の6点であります。

主なものでは、自主防災組織の拡充についてであります。

自主防災組織の充実を図ることは市町村の責務としている災害対策基本法の趣旨を踏まえ、全行政区における地区防災計画の策定と、避難訓練などを自主防災組織独自で行えるような体制づくりを支援してまいります。

次に、消防団員の確保と待遇改善についてであります。

近年、消防団員数が減少していることや、災害が多発化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、現在の消防団員数を維持するため、団員手当等の待遇を改善してまいります。また、団員数の減少により運営が困難な分団については、団幹部と協議し解決に向け取り組んでまいります。

以上、2期目の市政執行に臨むに当たり、私の所信の一端を申し述べさせていただきました。

少子高齢化の進行や長引く経済不況、いまだに収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の流行など、これからの地方自治体には解決すべき課題が山積しております。

しかし、このような状況においても、多くの町民の皆様が積極的にまちづくりに参画していただける仕組みづくりを推し進め、町民の皆様と共に歩むまちづくりを推進することこそが、必ずや阿見町に明るい未来をもたらすものと確信をしております。

厳しい社会情勢の中、阿見町が向かうこれからの4年間は、決して平たんな道のりではありません。しかしながら、私はふるさと阿見町への熱い思いを胸に、引き続き、町民の皆様、議員の皆様、そして職員との対話を通じて創り上げる「オール阿見」の体制をもって町政運営に全力で取り組み、様々な困難を乗り越え、邁進する覚悟でございます。

「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」の実現に向け、皆様のより一層の御支援と御指導、御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、所信表明とさせていただきます。

令和4年3月1日。阿見町長千葉繁。

御清聴ありがとうございました。

議案第3号	阿見町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
議案第4号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第5号	阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
議案第6号	阿見町個人情報保護条例の一部改正について
議案第7号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第8号	阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第9号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第10号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第11号	阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議案第12号	阿見町下水道条例の一部改正について
議案第13号	阿見町都市計画税条例の一部改正について

○副議長（難波千香子君） それでは、次に、日程第4、議案第3号、阿見町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、議案第4号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第5号、阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議案第6号、阿見町個人情報保護条例の一部改正について、議案第7号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第8号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第9号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第11号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第13号、阿見町都市計画税条例の一部改正について、以上11件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第3号から議案第13号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第3号の阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、押印を求める手続の見直しに関連し、阿見町職員の服務の宣誓に関する条例が準拠しております職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に基づき、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、これまで新規採用職員は、任命権者またはその指定する職員の面前において宣誓書に署名押印を行っておりました。しかし、今般の押印見直しに伴い、押印を廃止するとともに、政令の一部改正に伴い、面前での署名を廃止するものであります。

議案第4号の阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、人事院からの意見の申出を受けた国家公務員に係る対応を踏まえ、妊娠、出産、育児等々、仕事の両立支援のために講ずる措置のうち、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について、国に準じて所要の改正を行うものであります。

主な内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在籍した期間が1年以上との要件を廃止するものであります。

議案第5号の阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について申し上げます。

本案は、町の押印を求める手続の見直しの一環として、審査申出人の押印及び署名規定について所要の改正を行うものであります。

議案第6号の阿見町個人情報保護条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本条例において用語を引用している、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日より廃止されることに伴い、引用先の改正を行うものであります。

議案第7号の阿見町手数料徴収条例の一部改正について申し上げます。

本案は、令和4年度から庁舎1階のロビーに「らくらく窓口証明書交付サービス機」という

専用端末機を設置するに当たり、その手数料の徴収に関し、現行条例の一部について所要の改正を行うものであります。

なお、当該端末機は、コンビニ交付と同様、画面操作を行うことにより、住民票の写しと印鑑登録証明書を申請することができるものであります。

議案第8号の阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、令和4年4月1日より消防団員の定数を改正することに伴い、現行条例の一部について改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、令和4年4月1日より消防団員の年額報酬額を改正することに伴い、現行条例の一部について改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国民健康保険の運営主体である茨城県において、県南市町村の税算定方式を2方式に統一する方針が示されたことにより、阿見町においても、税算定方式を3方式から2方式への変更、及び地方税法の改正により、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、税算定方式を2方式にするために平等割額を廃止、均等割額の変更及び地方税法の改正により、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の均等割額の2分の1を減額するものであります。

議案第11号の阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について申し上げます。

当町では、昭和62年度に下水道事業受益者負担に関する条例を制定してから、現在、第4負担区まで設定されており、第1負担区から第3負担区は受益者負担金の賦課がほぼ終了し、第4負担区を道路整備に併せて現在実施しているところであります。

本案は、令和2年度から香澄の里工業団地、令和3年度から筑見地区の下水道整備を年次計画に基づき進めており、これらに併せて、香澄の里工業団地を第5負担区、荒川本郷地区の一部及び筑見地区を第6負担区とし、負担区及び単位負担金額の設定について、条例の改正を行うものであります。

なお、第5負担区と第6負担区の負担区及び単位負担金額の設定については、上下水道事業審議会へ諮問した結果、異議なしとの答申を得ておりますので申し添えます。

議案第12号の阿見町下水道条例の一部改正について申し上げます。

当町では、下水道計画区域外であっても、敷地に接する道路に下水道の本管が通っている場合は、下水道への接続を認める区域外流入について、負担区内の受益者負担金と同様に、整備

費用の一部として分担金を賦課しております。

現在、その分担金に係る単位負担金額は、阿見町下水道条例第16条の2第4項で、直近で整備された負担区の基準額と規定されております。

本案は、議案第11号で上程した第5負担区及び第6負担区については、負担区の施行日が同日となる予定であり、どちらが直近で整備された負担区となるのか不明瞭な状態であることから、区域外流入の分担金に係る単位負担金額を、現在の規定から、第6負担区の単位負担金額と同額の600円とする規定に改正するものであります。

なお、このことについても、議案第11号と同様に、上下水道事業審議会へ諮問した結果、異議なしの答申を得ておりますので申し添えます。

議案第13号の阿見町都市計画税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の改正による公共下水道の受益者負担区の設定に伴い、阿見町都市計画条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、筑見地区への都市計画税の賦課に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（難波千香子君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案11件につきましては委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） おはようございます。

じゃあ、2点ばかり質問させていただきます。

まず1点目が、議案第3号の阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についての部分です。

この宣誓書を読むと、「日本国憲法を尊重しかつ擁護し」ということが書かれているんですけども、押印廃止ということで、印鑑がなくなったということなんですけども、あと面前での署名を廃止するということが議案説明の中に書かれております。

要はこれ、今までは、この宣誓書をやって、その場で署名捺印してたのを、それは署名は後日でもいいよというような意味合いでのことなんですか。ちょっと教えてください。

○副議長（難波千香子君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、今までは面前での対応をしておりましたが、それを、手書きをしていたものを後日提出をいただくという、そういう措置に変わるものでございます。

以上でございます。

○副議長（難波千香子君） そのほかに。

それでは、10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 分かりました。コロナの関係もあるかと思いますので、そういった形でやっていただきたいと思います。

あともう1つ、議案第7号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、ちょっとお伺いします。

この中で、説明書の中で、「らくらく窓口証明書交付サービス機」というのが設置されるということで書かれてたんですけども、この中で、補足説明の部分を読みますと、マイナンバーカードを使用してと書かれております。このらくらく窓口証明書っていうその機械、これはもうマイナンバーがないと使えないのか、それともそうじゃないのか、ちょっと教えてください。

○副議長（難波千香子君） それでは、町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

これはコンビニ交付と同様、マイナンバーカードを使用して交付申請をするものですので、やはりマイナンバーカードを持ってないと利用できないというふうになります。

以上です。

○副議長（難波千香子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第13号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第14号	令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号）
議案第15号	令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第16号	令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第17号	令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第18号	令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）
議案第19号	令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）

○副議長（難波千香子君） 次に、日程第5、議案第14号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号）、議案第15号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第16号、令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第17号、令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第18号、令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）、議案第19号、令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第14号から議案第19号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第14号、一般会計補正予算は、既定の予算額から1,795万8,000円を減額し、196億4,474万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で、国の補正予算に伴い、保育対策総合支援事業補助金及び防災・安全交付金を増額。

第18款財産収入で、荒川本郷地区町有地売却による土地売却代金を増額。

第20款繰入金で、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第3款民生費では、保育所費で、国の補正予算に伴い、民間保育所等管理運営事業の保育対策総合支援事業費補助金を増額。

第7款土木費では、道路維持費で、国の補正予算に伴い、交通安全施設工事を増額。

第12款諸支出金では、財源調整のため財政調整基金積立金を増額するものであります。

このほか、事業費精算に伴う各種国庫支出金等返還金を計上、また、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

第2表、繰越明許費は、住民基本台帳事務費ほか19件について、年度内に事業完了とならないため翌年度に繰り越すものであります。

第3表、地方債補正は、防災・安全交付金事業を追加、また、事業費の確定等により、クリーンセンター改修事業ほか5件について限度額を変更するものであります。

議案第15号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額から155万1,000円を減額し、49億1,893万4,000円とするものであります。

主な内容は、保健事業費で、実績見込みにより、健康診断等委託料を減額するもので、その財源として一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第16号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額から1億4,345万1,000円を減額し、34億9,348万4,000円とするものであります。

主な内容は、保険給付費で、実績見込みにより、施設介護サービス給付費を減額するもので、その財源として、国県支出金、一般会計繰入金等を減額するものであります。

議案第17号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に2,654万8,000円を追加し、10億4,197万円とするものであります。

主な内容は、歳入では、諸収入で、広域連合療養給付費負担金精算金を新規計上、歳出では、納付金で、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

議案第18号、水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入について、103万円を増額するもので、その内容は、茨城県水道普及促進支援事業に係る補助金の収入増によるものであります。

また、収益的支出については、248万4,000円を減額するもので、その主な内容としましては、契約差金等の不用額を減額するものであります。

同じく第3条に定めた本文の固定資産除却費の財源に充てるために借り入れる企業債について削除するものであります。

議案第19号、下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入について、4,565万7,000円を減額するもので、その主な内容としましては、営業収益の他会計負担金を不明水処理費の実績見込みの減により減額、営業外収益の他会計補助金を決算統計に合わせた財源調整により減額するものであります。

また、収益的支出について、6,296万8,000円を減額するもので、その主な内容としましては、処理水量の減による流域下水道維持管理負担金を減額するほか、契約差金等の不用額を減額するものであります。

また、収益的支出の財源にするため借り入れる企業債について、荒川本郷地区土地区画整理事業補助金が減となったため、1,300万円を減額するものであります。

次に、予算第4条に定めた資本的収入について、1,261万6,000円を減額するもので、その主な内容としましては、決算統計に合わせた財源調整により他会計負担金を減額、受益者負担金を実績見込みにより増額するものであります。

また、資本的支出について、455万円減額するもので、その主な内容としましては、流域下水道建設費負担金を減額するものであります。

また、予算第5条に定めた起債の限度額について、対象事業費の減額に合わせて減額するものであります。

さらに、第4条に定めた各補填財源の額、第9条に定めた他会計からの補助金、第10条に定めた利益剰余金の処分について、予算額の増額または減額に合わせて増額または減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○副議長（難波千香子君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第19号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○副議長（難波千香子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第20号	令和4年度阿見町一般会計予算
議案第21号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第22号	令和4年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第23号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号	令和4年度阿見町水道事業会計予算
議案第25号	令和4年度阿見町下水道事業会計予算

○副議長（難波千香子君） 次に、日程第6、議案第20号、令和4年度阿見町一般会計予算、議案第21号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第22号、令和4年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第23号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号、令和4年度阿見町水道事業会計予算、議案第25号、令和4年度阿見町下水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第20号から議案第25号までの令和4年度一般会計ほか5件の予算について概要を申し上げます。

議案第20号、一般会計予算は176億6,200万円で、4%の増。

議案第21号、国民健康保険特別会計予算は48億8,300万円で、0.1%の増。

議案第22号、介護保険特別会計予算は36億7,000万円で、1.5%の増。

議案第23号、後期高齢者医療特別会計予算は10億8,800万円で、3.4%の増。

議案第24号、水道事業会計予算は16億5,200万円で、4.4%の減。

議案第25号、下水道事業会計予算は27億5,000万円で、6.2%の減となっております。

以上、当初予算の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当部長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（難波千香子君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第20号についての説明を求めます。

総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） それでは、議案第20号、令和4年度阿見町一般会計予算について御説明いたします。

予算書の11ページをお開きください。

まず、歳入であります。

第1款町税から御説明いたします。

第1項町民税は、第1目個人町民税で、人口増などにより2.2%の増、第2目法人町民税で30.2%の増、町民税全体では6.2%の増額計上。

第2項固定資産税は、02家屋で、荒川本郷地区やよしわら地区の家屋新築の増などにより2.1%の増、03償却資産で、新規設備投資などにより3.2%の増、固定資産税全体では1.7%の増額計上。

第4項町たばこ税は9.2%の増額計上。

町税全体では3.9%の増額計上となっております。

続いて、14ページになります。

第12款地方交付税は、01普通交付税が、地方交付税の原資となる国税収入の増加に伴う臨時財政対策債の減などにより144.3%の増、地方交付税全体では115.3%の増額計上となっております。

続いて、16ページになります。

中段からの第16款国庫支出金は、第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第2節児童福祉費補助金の保育所等整備交付金の皆減などにより2.2%の減額計上。

続いて、18ページになります。

中段からの第17款県支出金は、第1項県負担金第1目民生費負担金第2節児童福祉負担金の08施設型給付費負担金の増などにより2.3%の増額計上。

続いて、21ページになります。

下段からの第20款繰入金は、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金の減などにより5.2%の減額計上。

続いて、25ページになります。

第23款町債は、第6目臨時財政対策債の減などにより39.8%の減額計上。

続きまして、歳出の説明をいたします。

第2款総務費について申し上げます。

42ページになります。

第1項総務管理費第7目財産管理費の1111財産管理費で、高濃度PCB処分に係る廃棄物等処分委託料の増などにより60.2%の増額計上。

43ページになります。

1112庁舎維持管理費で、非常用照明等更新工事の皆増などにより80.3%の増額計上。

飛びまして、68ページ。

第4項選挙費第2目参議院議員通常選挙費、70ページになりますが、第3目茨城県議会議員一般選挙費がそれぞれ皆増となっており、総務費全体では4.8%の増額計上となっております。

第3款民生費について申し上げます。

86ページになります。

第1項社会福祉費第3目障害者福祉費の1142障害者訓練等給付事業で、利用者の利用の増などにより33.7%の増額計上。

続きまして、92ページになります。

第7目総合保健福祉会館費の1112総合保健福祉会館維持管理費で、非常用自家発電装置等改修工事の皆増などにより202.4%の増額計上。

続きまして、100ページになります。

第2項児童福祉費第4目保育所費の1115民間保育所等管理運営事業で、民間保育園新規開設などにより16.9%の増額計上。

民生費全体では1.6%の増額計上となっております。

第4款衛生費について申し上げます。

108ページになります。

第1項保健衛生費第2目予防費の1111予防接種事業で、子宮頸がんワクチン接種費の増などにより29.0%の増額計上。

109ページ、1120新型コロナワクチン接種事業で、3回目のワクチン接種費の計上などにより88.2%の増額計上。

113ページ、第2項清掃費第2目塵芥処理費の1111霞クリーンセンター運営費で、ごみ収集委託料の増などにより19.4%の増額計上。

衛生費全体では25.3%の増額計上となっております。

第5款農林水産業費について申し上げます。

128ページ、第1項農業費第3目農業振興費の1146平地林保全整備事業で、整備対象面積の減などにより46.1%の減額計上。

農林水産業費全体では5.7%の減額計上となっております。

第6款商工費について申し上げます。

134ページ、第1項商工費第2目商業振興費の1112阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業で、企業立地奨励金の増などにより16.0%の増額計上。

136ページ、第3目観光費の1121ふるさと納税事業は、総務費からの組替えで皆増となっております。

商工費全体では47.5%の増額計上となっております。

第7款土木費について申し上げます。

148ページ、第4項都市計画費第4目都市排水路費の1111都市排水路整備事業で、調整池整備工事の皆減などにより55.2%の減額計上。

150ページ、第7目街路事業費の1111都市計画道路寺子・飯倉線整備事業で、補償金の減などにより28.5%の減額計上。

土木費全体では7.0%の減額計上となっております。

第9款教育費について申し上げます。

168ページ、第2項小学校費第1目学校管理費の1122学校施設整備事業で、屋内運動場トイレ改修工事の皆増などにより42.7%の増額計上。

176ページ、第3項中学校費第1目学校管理費の1117学校施設整備事業で、屋内運動場トイレ改修工事の皆増などにより123.6%の増額計上。

教育費全体では7.4%の増額計上となっております。

続きまして、214ページ、第11款公債費は、第1目元金が、小学校建設事業債の償還などにより8.0%の増額計上、第2目利子が28.8%の減額計上。

公債費全体では6.3%の増額計上となっております。

第12款諸支出金は、第2目公共公益施設整備基金費の減などにより、諸支出金全体では14.9%の減額計上となっております。

以上で令和4年度一般会計予算の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（難波千香子君） 次に、議案第21号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） それでは、議案第21号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書227ページを御覧ください。

令和4年度の予算総額は48億8,300万円で、前年度と比較しまして0.1%の増額となっております。これは、歳入歳出とも、国保税調定、保険給付費、事業費納付金など数年次の実績内容や制度改正に伴う変更など、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

233ページを御覧ください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして一般被保険者で0.6%の減、退職被保険者

で17.6%の増、合計0.6%の減となっております。これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し軽減額等を考慮した結果、現状での徴収見込額を計上したものです。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、現在の賦課状況により見込額を計上したものであります。

234ページを御覧ください。

第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金につきまして、普通交付金は保険給付に係る必要額を全額県から交付されるものとなっております、前年度と比較しまして1.2%の増額、特別交付金は、市町村の特別な事情がある場合に考慮して交付されるもので、前年度と比較しまして13.1%の減額となっております。

第2項財政安定化基金交付金につきましては、科目計上となっております。

県支出金全体では0.8%の増額となっております。

第6款繰入金につきましては、前年度と比較しまして4.8%の減額計上となっております。一般会計からの繰入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰入れとして、保健事業費経費などとなっております。

236ページを御覧ください。

第9款町債第1項財政安定化基金貸付金につきましては、科目計上となります。

次に、歳出部門の主な項目につきまして御説明いたします。

237ページを御覧ください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして6.2%の減額となっております。

240ページを御覧ください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案して計上し、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。前年度と比較して1.2%の増額となっております。

243ページを御覧ください。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しまして2.4%の減額となっております。

第4項退職被保険者分は、過年度分の精算のためのものであります。

245ページを御覧ください。

第4款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健康診査委託料などを計上していますが、第2期データヘルス計画書に基づきデータを活用し、各保健事業を実施していくもので、前年

と比較しまして0.5%の減額計上となっております。

なお、今回の予算案につきましては、今議会に上程しております国民健康保険税条例の一部改正の内容がまだ反映されておられませんので、次回の議会においては補正予算を提出する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○副議長（難波千香子君） 次に、議案第22号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 続きまして、議案第22号、令和4年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の255ページを御覧ください。

令和4年度介護保険特別会計の予算総額は36億7,000万円で、前年度と比較しまして1.5%の増となっております。これは、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増による介護保険給付費の増額によるものであります。歳出の約94.5%を占める保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、第2号被保険者の保険料である支払基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料によって賄われます。

では、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

263ページを御覧ください。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに、50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は国25%、県12.5%、市町村12.5%であり、国の負担のうち約5%は市町村間の財政力の格差を調整する調整交付金として交付されます。

まず、第1款保険料では、65歳以上の第1号被保険者の数の増加により、前年度と比較しまして1.8%の増額。

第3款国庫支出金では、保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金並びに地域支援事業に係る交付金においては、保険給付費総額の増により1.5%の増額。

264ページを御覧ください。

第4款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に係る27%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度と比較しまして1.8%の増額。

第5款県支出金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費の19.5%が国の法定負担分であり、前年度と比較しまして1%の増額。

265ページを御覧ください。

第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5%の介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金及び低所得者支援として国・県・町が負担する軽減負担金の合計で、1.4%の増額となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

267ページを御覧ください。

第1款総務費の第1項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして0.5%の減額。

268ページを御覧ください。

第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、0.6%の減額。

269ページを御覧ください。

第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会費及び認定調査などに要する経費を計上しているもので、1.4%の減額。

270ページを御覧ください。

第5項計画策定委員会費では、第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の実施や、介護老人保健施設の公募による選考委員会の開催等を予定しておりまして、117.9%の増額となっております。

271ページを御覧ください。

第2款保険給付費ですが、冒頭にも申し上げたとおり、介護サービス利用者の増加が見込まれることから全体的に増加傾向にあり、第1項介護サービス等諸費では1.7%の増額。

273ページ、第2項介護予防サービス等諸費では24.6%の増額。

274ページ、第4項高額介護サービス等費では6.4%の減額。

275ページ、第5項高額医療合算介護サービス費においては38.3%の増額。

第6項特定入所者介護サービス等費では、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け、その差額について公費負担するもので、4.5%の減額。

保険給付費全体では1.6%の増額となっております。

277ページを御覧ください。

第4款地域支援事業費につきましては、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援、事業対象者に訪問型・通所型サービスを提供するもので、16.5%の増額。

278ページを御覧ください。

第2項一般介護予防事業費は、高齢者の介護予防に取り組む費用を計上し、0.1%の増額。

279ページを御覧ください。

第3項包括的支援事業・任意事業費では5.7%の減。

地域支援事業全体では1.5%の増額計上となっております。

以上で、令和4年度介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

以上です。

○副議長（難波千香子君） 次に、議案第23号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 続きまして、議案第23号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書291ページを御覧ください。

令和4年度の予算総額は10億8,800万円で、前年度と比較しまして3.4%の増額となっております。これは、歳入歳出とも前年度の実績内容などから、それぞれに勘案計上を行ったものがあります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

297ページを御覧ください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして0.6%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして5.6%の増額計上となっております。

続きまして、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

299ページを御覧ください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして12.7%の増額計上となっております。

300ページを御覧ください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして3.1%の増額計上となっております。

第3款保健事業費につきましては、高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制のための委託料や諸経費を計上しているもので、前年度と比較しまして7.5%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○副議長（難波千香子君） それでは、次に、議案第24号についての説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） 議案第24号，令和4年度阿見町水道事業会計予算の内容について御説明いたします。

公営企業会計予算書の1ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては，（1）給水戸数を1万9,010戸，（2）年間総給水量を440万8,000立方メートルと見込んでおります。また，（4）主な建設改良工事につきましては，配水管新設工事が2億6,619万7,000円となっております。

次に，第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては，第1款水道事業収益が前年度比8.1%増の13億3,294万9,000円となっております。増の主な理由は給水収益の増額及び茨城県水道普及促進支援事業に係る補助金の収入増であり，8.3%増の11億3,870万1,000円となっております。

支出の予定額につきましては，第1款水道事業費用が，前年度比3.4%減の11億2,512万4,000円となっております。

主な支出の予定額につきましては，営業費用の県企業局に支払う受水費3億6,500万円及び減価償却費3億1,322万3,000円であり，3.4%減の11億519万8,000円となっております。

減の主な理由は，減価償却費3,180万2,000円の減及び資産減耗費の高架水槽撤去工事費3,200万円の皆減によるものです。

次に，第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては，第1款資本的収入第3項企業債で，起債借入額の増により，前年度比34.3%増の1億9,995万4,000円となっております。

支出の予定額につきましては，第1款資本的支出第1項建設改良費で，配水施設拡張費の減により前年度比6.5%減の5億2,675万1,000円となっております。

なお，資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億2,679万7,000円につきましては，過年度分損益勘定留保資金2億5,188万9,000円，過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額787万1,000円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,018万7,000円，減債積立金3,685万円で補填してまいります。

最後に，2ページをお開きください。

第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては，職員給与費で2,999万9,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○副議長（難波千香子君） 次に，議案第25号についての説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　続きまして、議案第25号、令和4年度阿見町下水道事業会計予算の内容について御説明いたします。

公営企業会計予算書の25ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、1、公共下水道事業、（1）水洗化戸数を1万5,930戸、（2）年間排水量を681万9,000立方メートルと見込んでおります。また、（4）主要な建設改良事業につきましては5億2,880万円となっております。

次に、2、農業集落排水事業、（1）水洗化戸数を573戸、（2）年間処理水量を18万1,602立方メートルと見込んでおります。また、（4）主要な建設改良事業につきましては580万8,000円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款下水道事業収益で、前年度比3.2%減の18億2,246万8,000円となっております。なお、第1項営業収益につきましては、主な収入は下水道使用料であり、2.3%減の9億9,859万6,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款下水道事業費用で、前年度比6.9%減の15億8,861万9,000円となっております。第1項営業費用につきましては、主な支出は流域下水道維持管理費負担金4億5,005万4,000円及び減価償却費7億8,462万5,000円であり、前年度比6.6%減の14億7,234万8,000円となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款資本的収入で、主に補助対象事業の減による国庫補助金の減、及び農業集落排水管路切り回し工事終了によるその他負担金の皆減により、前年度比6.3%減の7億9,010万9,000円となっております。

支出の予定額につきましても、第1款資本的支出で、主に農業集落排水管路切り回し工事等の皆減により、前年度比5.3%減の11億6,121万円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億7,110万1,000円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,854万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,468万円、当年度分損益勘定留保資金1億4,409万2,000円、減債積立金550万5,000円、当年度利益剰余金処分額1億8,827万5,000円で補填してまいります。

最後に、26ページをお開きください。

第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費の5,327万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○副議長（難波千香子君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第25号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、予算決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る3月17日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第26号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）
--------	---------------------------------

○副議長（難波千香子君） 次に、日程第7、議案第26号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第26号の財産の取得（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度小学校等に入学する児童を対象にランドセルを支給するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、令和4年4月1日から令和5年1月20日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（難波千香子君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月17日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第27号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第28号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第29号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第30号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第31号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第32号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第33号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第34号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第35号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第36号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○副議長（難波千香子君） 次に、日程第8、議案第27号から議案第36号までの阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上10件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第27号から議案第36号までの阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、現農業委員会委員の任期が本年3月31日をもって任期満了することに伴い、新たに10名の農業委員会委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（難波千香子君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案10件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案10件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第36号については、原案どおり同意することに決しました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○副議長（難波千香子君） 次に、日程第9、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついて、以上２件を一括議題といたします。

本件については、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求められたものであり、内容はお手元に配付した資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち、人権擁護に深い理解のある者の中から、議会の意見を聞いて、町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は３年であります。

これより質疑を行います。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案２件については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案２件は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認めます。よって、本案２件については、原案どおり適任とすることに決しました。

請願第１号	中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願
-------	---

○副議長（難波千香子君） 次に、日程第１０、請願第１号、中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月17日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議員提出議案第1号 阿見町議会会議規則の一部改正について

議員提出議案第2号 阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○副議長（難波千香子君） 次に、日程第11、議員提出議案第1号、阿見町議会会議規則の一部改正について、議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

本案2件に対する趣旨説明を求めます。

18番吉田憲市君、登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番（吉田憲市君） それでは、提案理由を述べさせていただきます。

議員提出議案第1号、阿見町議会会議規則の一部改正について、議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議員提出議案第1号、阿見町議会会議規則の一部改正について申し上げます。

本案は、全員協議会を地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査、議会の運営に関し協議または調整を行うための場に位置づけ、標準町村議会会議規則の条立てに合わせるため、所要の改正を行うものでございます。

議員提出議案第2号、阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、さきに述べた阿見町議会会議規則に規定する全員協議会に出席したときに、費用弁償を支給するため、所要の改正を行うものです。

提出者、阿見町議会議員吉田憲市。

賛成者、阿見町議会議員紙井和美、同じく久保谷実、同じく柴原成一、同じく難波千香子、

同じく野口雅弘。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、報告といたします。

○副議長（難波千香子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案2件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認めます。よって、本案2件は、原案どおり可決することに決しました。

休会の件

○副議長（難波千香子君） 次に、日程第12、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月2日から3月16日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○副議長（難波千香子君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変に御苦労さまでした。

午前１１時５７分散会

第 2 号

[3 月 9 日]

令和4年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月9日（第2日）

○出席議員

2番	落 合	剛 君
3番	栗 田 敏 昌	君
4番	石 引 大 介	君
5番	高 野 好 央	君
6番	樋 口 達 哉	君
7番	栗 原 宜 行	君
8番	飯 野 良 治	君
9番	野 口 雅 弘	君
10番	永 井 義 一	君
11番	海 野	隆 君
12番	平 岡	博 君
13番	川 畑 秀 慈	君
14番	難 波 千香子	君
15番	紙 井 和 美	君
16番	柴 原 成 一	君
17番	久保谷	実 君
18番	吉 田 憲 市	君

○欠席議員

1番	久保谷	充 君
----	-----	-----

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者
なし

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 倉 貴 一
書 記	栗 原 雄 一

書 記 湯 原 智 子

令和4年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和4年3月9日 午前9時30分開議

日程第1 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案について

午前9時30分開議

○副議長（難波千香子君） おはようございます。

本日は、久保谷議長より、病氣療養のため欠席届が提出されておりますので、地方自治法第106条第1項により、私が議長の職務を行います。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日は休会の日ですが、吉田憲市君ほか9名から、地方自治法第114条第1項の規定により、休会の日の開議請求があったことから会議を開いたものであります。

なお、付議事件は、議員提出による決議案のみとなりますので、町長等の執行機関に対し、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席要求は行わず、議員のみで会議を行いますので、あらかじめ御承知おきください。

また、本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案について

○副議長（難波千香子君） 日程第1、決議案第1号、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

吉田憲市君、登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、提出者を代表いたしまして御説明をいたします。

まず、提出理由を申し上げます。

ロシアに対し、ウクライナへの侵攻、軍事行動を直ちに中止するよう求めるとともに、政府に対し、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう要請するためでございます。

それでは、決議案を読み上げさせていただきます。

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案。

ロシアによるウクライナ侵攻は、国連憲章第2条第4項が禁じる違法な武力の行使であり、重大な国際法違反であります。

国連憲章第2条第4項は、全ての国連加盟国が領土保全などを目的とした武力による威嚇、武力の行使を慎まなければならないと定めており、ロシアのプーチン政権のウクライナへの侵攻は、国連憲章に違反し、国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり、断じて許すことはできません。

このような力を背景とした一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて看過できません。

既に先制攻撃により多数の民間人を含む人々の命が奪われております。ミサイルなどの爆撃により、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ、現地在留邦人の生命が危ぶまれる事態であります。

ここに阿見町議会は、ロシアに対し、ウクライナへの侵攻、軍事行動を直ちに中止するよう求めるものであります。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でロシア軍の撤退を求めるよう要請する。

以上、決議といたします。皆さんの御賛同をいただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（難波千香子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

決議案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

散会の宣告

○副議長（難波千香子君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変に御苦労さまでした。

午前9時37分散会

第 3 号

[3 月 17 日]

令和4年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月17日（第3日）

○出席議員

1 番	久保谷	充	君
2 番	落 合	剛	君
3 番	栗 田	敏 昌	君
4 番	石 引	大 介	君
5 番	高 野	好 央	君
6 番	樋 口	達 哉	君
7 番	栗 原	宜 行	君
8 番	飯 野	良 治	君
9 番	野 口	雅 弘	君
10 番	永 井	義 一	君
11 番	海 野	隆	君
12 番	平 岡	博	君
13 番	川 畑	秀 慈	君
14 番	難 波	千香子	君
15 番	紙 井	和 美	君
16 番	柴 原	成 一	君
17 番	久保谷	実	君
18 番	吉 田	憲 市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千 葉	繁	君
副 町	長	坪 田	匡 弘	君
教 育	長	立 原	秀 一	君
町 長 公 室	長	建 石	智 久	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
人事課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	安室公一君
町民課長	齋藤明君
防災危機管理課長	山崎厚君
国保年金課長	武井浩君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	恵美和彦君
中央公民館長	煙川栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和4年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和4年3月17日 午前10時開議

日程第1	議案第3号	阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
	議案第4号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第5号	阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
	議案第6号	阿見町個人情報保護条例の一部改正について
	議案第7号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
	議案第8号	阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
	議案第9号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第10号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第11号	阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
	議案第12号	阿見町下水道条例の一部改正について
	議案第13号	阿見町都市計画税条例の一部改正について
日程第2	議案第14号	令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号）
	議案第15号	令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第16号	令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
	議案第17号	令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
	議案第18号	令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）
	議案第19号	令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第3	議案第20号	令和4年度阿見町一般会計予算
	議案第21号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第22号	令和4年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第23号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第24号	令和4年度阿見町水道事業会計予算
	議案第25号	令和4年度阿見町下水道事業会計予算
日程第4	議案第26号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

日程第5 議案第37号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第10号）

日程第6 阿見町議会改革等調査研究特別委員会の中間報告について

日程第7 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

日程第8 委員会の閉会中の継続審査の申し出の件

追加日程第1 請願第1号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願

追加日程第2 意見書案第1号 中華人民共和国による新疆ウイグル自治区への人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）

追加日程第3 会期中の閉会の件

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第３号	阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
議案第４号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第５号	阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
議案第６号	阿見町個人情報保護条例の一部改正について
議案第７号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第８号	阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
議案第９号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第１０号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第１１号	阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議案第１２号	阿見町下水道条例の一部改正について
議案第１３号	阿見町都市計画税条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 初めに、日程第１，議案第３号，阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について，議案第４号，阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について，議案第５号，阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について，議案第６号，阿見町個人情報保護条例の一部改正について，議案第７号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について，議案第８号，阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について，議案第９号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第10号，阿見町国民健康保険税条例の一部改正について，議案第11号，阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について，議案第12号，阿見町下水道条例の一部改正について，議案第13号，阿見町都市計画税条例の一部改正について，以上11件を一括議題といたします。

本案については、去る３月１日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました、委員長より、審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） 命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和４年３月４日、午前10時に開会し、午前10時43分まで慎重審議を行いました。出席議員は全員の６名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ20名、議会事務局から３名の出席をいただきました。なお、傍聴者は１名でした。

議案第３号、阿見町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第４号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置が義務づけられ、条例に明文化するという記載は、具体的にはどういったことを進めていくのかという質疑に対し、第20条は、制度の周知、取得意向の確認について明文化するものです。第21条は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を明文化するものですとの答弁がありました。

次に、第20条の２項、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないとあるが、具体的には不利益な取扱いとはどういうことを指すのかという質疑に対し、育児休業を取ることによって、当該職員の業務分担に差別などが生じることを言いますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第４号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第５号、阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、説明資料の中で、署名については記載でも可とするということは、本人の名前の印鑑とかでもいいのか、記載の規定は、という質疑に対し、新旧対照表にあるとおり、次に掲げる事項を記載しなければならないということになります。次に掲げる事項は、提出者の住所、氏名、提出の年月日、証言すべき事項になりますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第５号、阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたし

ました。

続きまして、議案第6号、阿見町個人情報保護条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、らくらく窓口証明書交付サービスについては令和4年度からとあるが、具体的にいつ設置されてスタートする予定なのかという質疑に対し、4月1日開始予定ですとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り討論なし。採決に入り、議案第7号、阿見町手数料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、消防団員の定数を減らすということは消防力の維持が心配されると思うが、行政と消防本部、消防団での協議は行ったのかという質疑に対し、三者でしっかりと協議をいたしましたとの答弁がありました。

次に、新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会で女性消防団員の数を1割程度確保するという目標が掲げられているが、阿見町の女性消防団員の状況はという質疑に対し、令和3年度、女性団員は8人、団員総数が280人、率としては2.9%ですとの答弁がありました。

次に、現在阿見町は人口が増えているが消防団員数を減らすということは、消防力の維持という観点で行政としてどのように考えているのかという質疑に対し、団員数を減らしても機能不全に陥らないようにしなければならないと考えており、今回の報酬の改正や平常時の訓練の充実、家族の理解の醸成など積極的に進めてまいりますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第8号、阿見町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、県や国の基準である出場手当が1日8,000円になるのに、阿見町はあと何年ぐらにかかるのかという質疑に対し、今のところ何年先とははっきり答えられない状況で、近隣の状況などを見ながら考えていきたいとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り討論なし。採決に入り、議案第9号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号、阿見町都市計画税条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り討論なし、採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年3月4日午後2時に開会し、午後3時17分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ20名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者はおりませんでした。

まず初めに、議案第10号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正についてを御報告申し上げます。質疑を許しましたところ、今回3方式から2方式に変わり平等割が廃止になるが、所得割は以前のままで均等割を変えている。所得割を変えなかった背景は何かとの質疑があり、執行部からは、所得割の率を変動させると増税となる世帯が出てくる可能性がある。所得割には7割、5割、2割の軽減措置がなく、ダイレクトに所得に直結してしまうので、県の方針に基づき、単純に平等割を廃止して均等割で調整をすることとしたとの答弁がありました。

また、今回の改正で、もし増税になるような世帯はどういった世帯かとの質疑があり、執行部からは、年齢が40歳以上65歳未満、いわゆる介護保険料がかかる方が同じ世帯で6人以上いる場合に増税となってしまう。その場合、年間1,000円の増税となるとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第10号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君） おはようございます。

それでは、命により、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年3月7日午前10時に開会し、午前10時12分までに慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から

3名の出席をいただきました。なお、傍聴者はおりませんでした。

まず初めに、議案第11号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第12号、阿見町下水道条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） おはようございます。

私は、議案第7号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について反対をいたします。

この条例案、らくらく窓口証明書交付サービスという専用端末を庁舎内で設置して行うものですが、マイナンバーカードがなければ、これは使えません。このことは庁舎内での証明書の発行業務で、カードの有無によって手数料が変えられるものであり、住民全体の利便性の向上にはつながりません。この多機能端末機を設置するのであれば、窓口の手数料も200円に減額すべきです。よって、この条例案には反対いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号から議案第13号までの11件についての委員長報告は原案可決であります。

本案11件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第3号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第3号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第4号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第5号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第6号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第6号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第7号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第8号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第9号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第10号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第11号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第12号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第13号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決するこ

とに決しました。

議案第14号	令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号）
議案第15号	令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第16号	令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第17号	令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第18号	令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）
議案第19号	令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、議案第14号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号）、議案第15号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第16号、令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第17号、令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第18号、令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）、議案第19号、令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る3月1日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第14号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号）、うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、総務費の総務管理費、地域安全対策費、自動車盗難防止装置購入補助金が、112万7,000円減額について、当初予算150万円のうち110万円以上残したが、補助金はこれからも継続するののかという質疑に対し、本補助金は警察からも大変いい制度と好評で、事あるたびに紹介され感謝をしてもらっているところです。ただ、利用が61件しかなかったの、来年度以降PRして今後も継続したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、この補助金は車の盗難が多いということでスタートしたと思うが、盗難件数の増減はつかんでいるのかという質疑に対し、令和元年は自動車盗が27件、令和2年が20件でマイナス7件という現状ですとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り討論なし。採決に入り、議案第14号、令和3年

度阿見町一般会計補正予算（第9号），うち総務常任委員会所管事項は，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に，民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは，先ほどに引き続きまして，議案第14号，令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号），うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，埋蔵文化財保護事業88万2,000円についての質疑があり，執行部からは，年間24回分の当初予算を組んでいるが，今年度は自己用住宅や太陽光発電施設の設置工事等が多く，9件分の補正を組みましたとの答弁がありました。

次に，社会福祉協議会助成費の増額763万円についての質疑があり，執行部からは，コロナの影響による貸付金等の申請件数の増加に伴う，包括支援センター職員1名分の人件費と事業費ですとの答弁がありました。

次に，小口貸付けなどの生活福祉資金事業の増加についての質疑があり，執行部からは，貸付金の件数合計で1,323件，金額で5億378万5,000円の貸付けを行ったとの答弁がありました。

次に，バス運転委託料，当初予算6,503万4,000円に対し900万ぐらいの減額があるが，この減額要因についての質疑があり，執行部からは契約差金との答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り討論なし，討論終結し，採決に入り，議案第14号，令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号），うち民生教育常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第15号，令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し採決に入り，議案第15号，令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第16号，令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第16号，令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第17号，令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し採決に入り，議案第17号，令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、産業建設常任委員会委員長平岡博君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第14号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号）、うち産業建設常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第18号、令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、議案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号、令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号から議案第19号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第19号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第20号	令和4年度阿見町一般会計予算
議案第21号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第22号	令和4年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第23号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号	令和4年度阿見町水道事業会計予算

議案第25号 令和4年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、議案第20号、令和4年度阿見町一般会計予算、議案第21号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第22号、令和4年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第23号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号、令和4年度阿見町水道事業会計予算、議案第25号、令和4年度阿見町下水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る3月1日の本会議において、予算決算特別委員会に付託いたしました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長石引大介君、登壇願います。

〔予算決算特別委員会委員長石引大介君登壇〕

○予算決算特別委員会委員長（石引大介君） それでは、命によりまして、予算決算特別委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年3月8日、9日、10日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より千葉町長はじめ関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、初めに、議案第20号、令和4年度阿見町一般会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第21号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第22号、令和4年度阿見町介護保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第23号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第24号、令和4年度阿見町水道事業会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第25号、令和4年度阿見町下水道事業会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私は、議案第20号、令和4年度阿見町一般会計予算、議案第21号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第23号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号、令和4年度阿見町水道事業会計予算に反対をいたします。

まず、一般会計ですが、総務管理費の中のマイナンバー関連についてです。個人番号カード関連補助金で行われる事業ですが、マイナポイントの申請業務でマイナンバーカードを推進する事業です。昨年設置されたデジタル庁では、この事業でテレビコマーシャルの宣伝をしていますが、キャッシュレス決済サービスで上限1人当たり5,000円分のポイントがもらえ、また、健康保険証として利用の申込みをされた方に7,500円相当のポイントが付与、また、公金受取口座の登録を行った方にも7,500円相当のポイントが付与されるシステムです。

しかし、カードの普及率は、現在、国民の38.6%にとどまっており伸び悩んでいるのが実情です。このマイナンバーカードに国がお金を出してまで、健康保険証や銀行口座をひもづけする背景には、国民の所得や資産、健康状態などの個人データを国が丸ごと管理するシステムを構築するためです。よって、このような事業には賛成はできません。

また、放課後児童クラブの問題です。これも平成6年にプロポーザルを行うと言っていたが、1億円以上の金額で3か年契約を結んだことには異論があります。

最後に、生徒指導支援員の問題です。この問題、何度となく話をしてきましたが、その方たちは児童生徒との信頼関係が何よりも大事です。警察のOBではなく、教職員のOBを採用していただきたいと思います。

以上、一般会計予算の反対をいたします。

次に国保会計です。

国保につきましては、今回の議案で条例改正が出されており、先ほど可決しました。今回の条例改正では、国保加入者全てにおいて保険料が下がりますが、今、提示されている来年度予算は今までと変わらないものであり、よって反対をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

今、原油価格が高騰し、ガソリンの値上げが続いています。そして、ロシアのウクライナへの侵略で小麦や水産加工物も値上がりします。その中で、年金は引き下げられ、来年度にはそれに追い打ちをかけるように、医療費負担が1割から2割に引き上げられる予定です。元来、

75歳からの医療保険を国保から引き離した後期高齢者医療保険については、日本共産党は反対の立場をとっています。よって、この予算にも反対をいたします。

最後に水道会計です。

上下水道事業審議会の中で、四、五年をめどに料金の改定を答申するとありましたが、令和2年度の決算では黒字です。公営企業で独立採算制であっても、地方公共団体の中なので過剰に利益を残す必要はありません。よって、料金の引下げを求め、この水道会計予算にも反対をいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは、私は反対討論のあった議案第20号、令和4年度阿見町一般会計予算、議案第21号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第23号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号、令和4年度阿見町水道事業会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

まず、一般会計予算ですが、一般会計予算は4月1日から始まる令和4年度に実施される阿見町行政の全ての事務事業を執行する予算が網羅されております。予算の議決権は議会のみが有する権限であり、この議決なくして予算は確定せず、執行することはできません。幸い、新型コロナウイルス感染症の影響による法人町民税等の減収見込みを覆し、町税収入が前年度を上回り、地方交付税も増額となっております。しかし、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、次年度以降は不透明感が残ります。

令和4年度予算は新型コロナウイルス感染症への対応を行うとともに、阿見町が阿見市に向けての基盤を固める重要な時期であるとの認識の下に編成されていることがうかがえます。自治意識を高める地域予算制度の拡充、地域資源を利活用したふるさと納税の積極的な取組、二所ノ関部屋支援と連携を通じた知名度の飛躍的向上などの予算が計上されております。

また、SDGsや第7次総合計画の策定のための基礎調査及びアンケートを委託するなど、阿見町の次の10年後を見据えた準備にも取り組んでおります。高齢化社会への対応である特別養護老人ホーム増床への補助、障害者給付サービス利用者増に対応した予算の増額、地域生活拠点事業者の新規事業など、福祉を必要としている方々への配慮もあります。

商工業振興では、これまでのプレミアム付商品券事業に替わる、地域のキャッシュレス化の推進を図るスマホ決済ポイント還元事業など、スクラップ・アンド・ビルドにも取り組んだことがうかがえます。教育関係でも学校設備の改修や実穀ふれあいセンターなどの運営に向けた予算など、未来への投資も積極的に実施しております。

本予算は町民生活に密接に関わり、阿見町の将来の展望を開く極めて重要なものでございます。再度申し上げますが、予算の議決権は議会のみが有する権限であり、この議決なくしては確定せず、執行することはできません。執行部には、入札制度や契約方法については、さらなる工夫と改善を行い、無駄のない効率的な予算の執行を要望して、本予算に賛成をいたします。

続いて、議案第21号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が医療費の負担を支え合う、助け合いの制度で成り立っております。全ての人が何らかの医療保険に加入することとなっている我が国の国民皆保険制度の中核として、阿見町でも約1万人の加入者があり、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しております。

しかし、加入者は自営業者や農業、漁業に従事している方、パート・アルバイトを退職して職場の健康保険をやめた方、3か月を超える在留資格が決定された住所を有する外国籍の方々でございます。したがって、保険基盤は弱く、平成30年度からは都道府県が国民健康保険財政の運営主体となる国保広域化が実施されておりますが、基本的な状況は変化しておりません。

医療費の増加傾向の中で、町は限られた財源の中で国保制度を維持するのに、ぎりぎりの支援を続けていることから、今後、東京医大や県立医療大学、町内の医療機関等とともに、健康づくり課などが主導して、予防医学など適正な受診を行うために全力を尽くされることを望みたいと思います。様々な課題はあるにしても、国保に加入する町民が病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、本予算を成立させることが必要であり、賛成をいたします。

続いて、議案第23号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、原則的に75歳以上の方が加入する独立した医療制度で、高齢者の医療費が増大傾向にある中で、1983年に制定された従来の老人保健制度を見直し、2008年に後期高齢者医療制度が施行されております。後期高齢者医療制度では、国保と社保からの支援金の負担割合をそれぞれ40%、75歳以上の高齢者の保険料10%で割り当てております。

後期高齢者医療制度は、国で制度改善の議論が続いており、令和4年度、来年度以降は、団塊の世代が後期高齢者となり始め、負担能力のある高齢者が可能な範囲で負担することにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことになりました。

増大する高齢者の医療費は、日本の大きな社会問題の1つでございます。様々な課題があるにしても、今日まで国の発展、阿見町の発展に貢献してくれた地域の高齢者たちが、病気やけ

がのケアを適切に受けられ、健康で元気な生活を取り戻すことができるよう本予算に賛成いたします。

最後に、議案第24号、令和4年度阿見町水道事業会計予算に賛成の立場から討論いたします。

阿見町は、深井戸による自己水源が全給水量の約22%を占めているものの、大半は茨城県から契約受水しており、水道料金の低減は受水契約の見直しが必要となります。阿見町自体の水道事業は業務見直しが数次にわたり行われており、収納業務なども広域化、民間委託を行って収支の改善に努めております。また、町民の要望を取り入れる形で、料金体系も見直して、使用状況に応じた料金体系を導入するなど、改善も実施されております。

水道事業は、町内全域への拡張、深井戸による自己水源の浄化の改善や更生、老朽管の更新など、多くの課題を抱えております。水道は最も必要とされる社会インフラの1つであり、本予算を成立させることが町民利益となることから、本予算に賛成いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第20号から議案第25号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第20号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第20号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第21号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第21号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第22号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第22号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第23号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第23号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第24号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第24号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第25号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第25号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決することに決しました。

議案第26号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第26号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）を議題といたします。

本案については、去る3月1日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第26号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、ランドセルの市場価格についての質疑があり、執行部からは、市場価格については把握していないとの答弁がありました。

次に、入札を辞退した業者3社の辞退理由について質疑があり、執行部からは、1社が準備不足、もう1社が納期までの価格設定が不安定になり入札価格の設定ができなかった、もう1社については納入期限までの納入が難しいことが理由との答弁がありました。

また、ランドセルの品質や仕様に変更があるのかとの質疑があり、執行部からは、従来と同様で全部で6色7種類になっている。今回の変更内容は、ランドセルの内部部分を全色キャメル色で統一し、男女それぞれが選べるように変更しているが、その他の仕様については前回と同様との答弁がありました。

また、昨年は1社と特命随意契約であったが今回なぜ入札にしたのかとの質疑があり、執行部からは、ランドセルの購入は、デザインの統一性を考え3年間を同じデザインで、皆さん同じものを支給したいと考えている。今後2年間、同様に随意契約の見積り合わせを行う予定との答弁がありました。

次に、ランドセルはクラリーノで仕様が変わらないということだが、6年間もつのかとの質

疑があり、執行部からは、仕様は前回のものと同等となっているので、材質等は同等の仕様との答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第26号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）は、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第26号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前 11 時 01 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 37 号 令和 3 年度阿見町一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第 5、議案第37号、令和 3 年度阿見町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第37号、令和 3 年度阿見町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に 3 億9,479万7,000円を追加し、200億3,953万7,000円とするもので

あります。

その主な内容は、実穀地区公民館整備に係る工事請負費及び監理委託料を新規計上するもので、その財源として、地方創生拠点整備交付金、公民館整備基金繰入金、地区公民館整備事業債を新規計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

8 番飯野良治君。

○8 番（飯野良治君） 3 点についてお伺いいたします。

地方創生交付金について質問いたします。

まず、趣旨に位置づけられている、地方創生につながる先導的な施設整備を支援するということが趣旨にあります。公民館・ふれあいセンターの充実、これには当たらないのでしょうか。

2 つ目です。事業対象が……。

○議長（久保谷充君） 飯野議員、1 つずつ。

○8 番（飯野良治君） はい、分かりました。

○議長（久保谷充君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

地方創生交付金の交付概要、昨日、飯野議員のほうにもガイドライン等々をお渡しさせていただきました。その内容を受けまして、私どもが先駆的な事例ということで国のほうに提出をさせていただいて、国がその内容を認めていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 8 番飯野良治君。

○8 番（飯野良治君） 分かりました。

それでは2 目です。事業対象が、運営戦略や事業計画に基づき、利活用方策が明確にされ、地方創生の波及効果の発現を期待できるものを対象とするとありますが、阿見町の位置づけは、住み慣れた地域で暮らし続けるまちづくりとなっており、波及効果を期待できるものにはなり得ないのではないのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

先ほどの答弁と同じような内容になりますが、そういった内容も含めまして、国との協議を含めて認められたものでございます。

以上でございます。

○8番（飯野良治君） それでは3点目です。設定したKPI——重要業績評価指数の観点から、費用対効果は、事業に要する効果は過大ではないですか。6行政区に約4億円をかけて使い切れますか。第3回検討委員会において、小学校区だけでは使い切れないという意見が出されています。これに対して、事務局の発言は、地区のために建てた建物ということが分かるようにしておくというようなことを答えています。これは6行政区を対象にしていると考えられますが、それでよろしいですか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

地区公民館、コミュニティセンターにつきましては、一応現在は各旧小学校区ごとの整備を目指してまして、それで、小学校区ごとに行政区があるわけですから、そちらを対象に建ててはいきますけども、利用者につきましては全町民どこでも使えるわけなので、必ずしもそれに、地区限定というわけではございません。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 今回のこの補正予算のほう、ちょっと確認だけさせていただきたいんですけど、公民館整備するに当たり、以前もちょっと質問したんですが、敷地の地目の件。これ以前、答弁のほうでは、学校用地のまま変更しないとのことでしたが、現在もそのことで変わりありませんか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） お答えいたします。

敷地全体の中で、今回、改修をする校舎の部分、これについては学校用地で、将来的にはなくなるものと思います。ただ、では全体がそうならなくなってしまうのかというと、そういうことではないというふうに現在は解釈しております。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） じゃあ、今のところは変えずに進めていくということでしょうかね。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） はい。現状では、全体の利活用について定まっているわけでは

ございませんので、そのようになるかと考えます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 実穀小跡地利用だよりというのが第9号まで出ております。その中に、第8号の時点で、第8回で検討した協議内容のほか、前回までの検討委員会の内容も掲載しましたというのがあるんですが、第8号からは、実穀小学校地区の皆さんだけでなく全戸に配布しますというふうに書いてあるんですが、これ、町内全戸配布のことでよろしいんですか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

第8号の中に記載されている内容をちょっと読ませていただきますけども、実穀小跡地利用だよりを実穀小地区の皆さんに周知を図ることを目的に、第8号から全戸配布としましたということで、これは実穀地区の6行政区の方を対象に全戸配布にしたという意味でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） ということは全町民に配布したということではなくて、実穀小学校の行政区の方だけということでしょうか。

もう1つ質問です。1階、2階、3階に、1階にもロビー、2階にもロビー、3階にもロビーがあります。2階のロビーは展示室という説明があるんですけども、1階のロビーと3階のロビーというのは何に使うんですか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

実際の利用につきましてはまだ確定しているものではございませんが、現在考えているものとして、1階のロビーについては、例えば中央公民館ですとか本郷ふれあいセンターですとか、入るとすぐにホール、ロビーがあると思いますけれども、そのような、地域の皆さん、来館者の皆さんが、自由に使えるスペースということでございます。

ですので、ここでも、例えば飲食が可能であれば、中にはお茶をいただくような方もいらっしゃるでしょうし、このスペースの範囲の中で展示物を掲示するというようなことも可能だというふうに考えております。

3階のロビーでございますけれども、これについては、まだこれも確定ではありませんけれども、例えば、その地域で出てきた埋蔵文化財などの歴史資料なども展示ができるのではないかなという御意見もいただいているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） あともう1つお聞きしたいのは利用率ですね、参考までに吉原交流センター、この利用率、今、分かりますか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） 誠に申し訳ございません。手元に残念ながらちょっと吉原交流センターの資料がございませんので、この場でちょっとお答えができません。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 跡地利用だより3号に、施設の規則等の中に目的があります。旧実穀小学校地区における地域交流活動の充実、発展を図ることを目的とする。これ以外にありませんか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） お答えいたします。

それ以外というのは、ちょっと私も正直に申し上げて、どこまでのことを指すのかなというところはあるんですけども、基本的に地域からの要望書を平成30年の2月にいただいております。その際に、地域交流拠点ということが要望の1つとしてありましたので、この実穀地区公民館につきましては、まずは地域の交流を主体とする施設としていくという考えでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 跡地利用だよりの中の第1号、第1回目に目的があるんですね。いろんな意見、要望を募った結果、多世代が交流できる地域交流拠点施設を要望する声を多数いただきましたというふうに書いてあります。多世代が交流できる建物となるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

阿見町の場合は、皆さん御存じかとは思いますが、ふれあい地区館事業というものを行っております。地区ごとに、その部会は多少構成は違いますが、青少年部会ですとか成人部会、女性部会、高齢者部会など、多世帯の方がそこには集っていらっしゃいます。そのようなことを踏まえたと、ふれあい地区館でもこちらの建物を利用してまいりますので、当然多世代の交流が可能になっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 参考までに、吉原交流センターでは、多世代間の交流は行われていますか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） 多世代間の交流の1つとして3世代交流の事業がございます。これにつきましては、残念ながら、令和3年度、新型コロナウイルス感染症の感染予防という観点から中止をしておりますので、今年度、そのような形での事業については、吉原交流センターでも行われておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 今、国では地方創生に対して、ただ公民館をつくるだけではなくて、その公民館をどのように使いこなしていくかという、地域の発展にどのようにつなげていくかという既存の公民館との違いをどのように出していくか、そういうことが問われております。

今回、地方創生拠点整備交付金の国への申請に当たりまして、対象とする事業を提出した際、阿見町の目指す将来像はどのように描かれていたか、お尋ねいたします。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

地方創生につきましては、議員御承知かと思えますけれども、令和2年3月に総合戦略ということで、町のほうでは位置づけをさせていただいて、創生について進めているという実態がございます。

町の目指す姿としましては、阿見町では、よりよい本町の次世代を継承する、持続可能なまちの発展を目指しまして、みんなが主役のまちづくりを基本理念と位置づけまして、施策を展開してございます。この基本理念を推進していくためには、町民がより安心して子育てできる良好な環境を創出するとともに、高齢者や障害者が生きがいを持って活躍できる地域社会を実現することにより、誰もが安心できる未来を描くことが重要であるというような位置づけでございます。

また、安定した雇用を生み出すことで経済的な不安を軽減する必要、それをさらには、都会から地方の新たな人の流れを見いだすための施策の展開や、交流観光人口の創出といった、観光客の町内周遊を促す取組も町の活性化には欠かせないというふうに考えてございます。

実穀小学校の閉校によりまして、実穀地区は単に小学校がなくなったというわけではなくて、地域の交流拠点としての機能が失われたこととなります。今まで培われてきた地域の交流そのものが、少なくなっていくことが予想されますので、本町が目指します持続可能なまちづくり

には、地域の団体や人々のつながりとなりながら、地域課題を解決するための学習活動を推進し、生涯学習活動の参加の機会を提供する、今回、整備いたします地域コミュニティの施設が、住民の身近な場所に存在することが必要不可欠であるというふうに考えてございます。

閉校となった実穀小学校を実穀ふれあいセンターに改修しまして、様々な施策を展開することで実穀地区、実穀地域の魅力とコミュニティ力の向上を目指していきたいと、そういうような目標で今回整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。その将来像を実現するための課題というのは、どういうものがありますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今回、国とのいろいろな協議を進める中で、国が示されます一般的な課題といたしますか、これは地域で若干の違いはあるとは思いますが、まずは大きな課題として、高齢化の進行、それから転出者の増加、それから生産者数の減少、結婚・出産・子育て等のハードルの高さ、そして産業活力の低下、労働力の低下、それから雇用機会の減少、そして担い手不足、さらには魅力あるインフラ等の不足、そして地域の魅力の低下というのが一般的に全国で示されている、地域によって様々な違いはあるとは思いますが、そういった大前提の課題があると思います。

それで阿見町になぞらえて、その辺のところを整理しますと、まず阿見町としては、人口の動向が、利便性の高い市街地域と、そうでない地域の、大きく二極化というような現象があるということが地域性として言えると思います。それから、若い世代の人口流出数ということで、地域の高齢化が同じく加速がされていると。そういうことで独居高齢者が増加するなど、多世代間交流から生まれてきました今までの地域力といたしますか、そういったものが失われてきているという、そういう大きな課題もございます。

さらには、近年の大規模な自然災害や新型コロナ感染の拡大など、先行きが不透明な時代が今到来しているということで、それに対しての対応といったことも見据えながら整理をしていくということが大きな課題かと思えます。

先ほど申し上げました10の課題についても、同じく町の中では大きな課題の中の位置づけではありますけれども、今回の拠点整備の中で国での課題といたしますか、大きな頭出しとしましては、今申し上げました、そういった町の特徴としての課題があるよということで、整理をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今回のこの事業に関して交付税措置が約1億9,000万、これが出ておりますが、それ以外、国からの助成はあるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今回の整備につきましては、前回の急遽の全協で申し訳ございませんでしたが、財源の内訳等を御説明させていただいております。その内訳としましては、まず事業見込みとして、全体像で3億9,484万5,000円と、そして今回の拠点整備交付金といたしまして、1億9,540万7,000円ということになります。

起債措置としまして、まち・ひと・しごと創生交付金事業という起債を活用いたしまして、1億5,100万円ほど起債措置をします。そのうち、交付税措置が30%というような交付税措置をいただける起債になってございますので、後年度ですね、翌年度に、約すけれども4,500万円ほどの交付税が措置される見込みでございます。補助金と交付税措置を合わせますと、約2億4,000万円ほどが国から財源措置がされるという予定になってございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） もう1点ちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど課題がまるる公室長のほうからありました。対象事業を多く、これは出されたと思うんですが、その中でも主な事業、町民の皆さんもこれ聞いていらっしゃると思うんで、何点かあれば、ぜひここで教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

実穀ふれあいセンターを活用して展開でき得るというような事業としましては、これは当然教育委員会さんとも整理をしながら、また地域の皆さんとも当然協議を進めながら、こういった形でしていくのかというのは前提でございますけれども、主なものとしましては、大きくは子育て支援、それから高齢者等の支援、それから関係人口の創出といった大きな柱としては、そういったところかなと。

子育て世帯への支援としましては、地域子育て支援センターで行っております子育ての相談をはじめとした、子育て広場、育児講座、名前はいろいろあるかと思いますが、そういったものをまず実践ができるのではないかと。

さらには、実穀ふれあいセンターにおいて、動く児童館というのが現実的に開催できるかと

いう、当然福祉部門との協議もあるとは思いますが、そういった従来にはない公民館の使い方ということもできるのかなと。そういったことを活用することで子育て世帯同士のつながりを創出できればというふうに考えてございます。

高齢者の支援としましては、保健師によります高齢者を対象とした、今行われていますけども、健康教室やシルバーリハビリといったような、そういった活動の場所としても考えられるかなと。また、今あの地域の中では、実穀のふれあいセンターを拠点として、ウォーキングコースを各地区に展開しようというような、そういう検討委員会さんの動きもございますので、そういったウォーキングコースの創出や休憩地点とか、もしくは集合場所といった、そういうような活用もできると。そういったことを含めて健康増進を図っていくというのも1つの考え方かなと。

そのほか、関係人口としましては、これも農業部門のほうで頑張ってもらっていてありますけども、グリーンツーリズムの拠点とした事業の展開が考えられてくるのかなと。東京農業大学と産学官連携を行いまして、グリーンツーリズムの調査等を現在行っておりますので、学生のインターンシップの受入れや、タケノコ掘りの体験など、そういったことの実施も可能ではないかなと。実穀ふれあいセンターは、東京近郊、インターアクセスが近いという、そういう地域的な利便性のいいところもありますので、そういったことも活用できるのかなと。

そういうことを含めまして、本町が目指しております、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり、住み慣れた地域における安心・安全な生活環境を確保するということで、地域のつながりの提供の場を今後展開していきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありませんか。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 新聞折り込みで、自宅にこういう阿見町民の声というのが入ってきました。代表者は野口正弘さんという、これ言っちゃっていいですかね、今。チラシ出しているんですから、いいですよ。

その中で、公民館はもう十分という、一文なんです。公民館の利用率、中央公民館16.4%、君原公民館9.2%、かすみ公民館14.4%、本郷ふれあいセンター30.6%、舟島公民館15.9%、吉原公民館4.5%、この数字は令和3年4月から8月の平均だということで書いてあります。

これ、合ってるんでしょうか、まず。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

私どものほうで平均の数字をお示ししているものではないので、それは合っているかどうか

というちょっと確認は取れておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

高野好央君。

○5番（高野好央君） 私は反対の立場から討論させていただきます。

現在進めている地区公民館整備事業は、町の上位計画の位置づけの不備、敷地権利の未処理の問題があります。特に、敷地の問題は深刻であり、地権者に意向確認もせず、未処理の土地をそのままで事業を進めるのは、町民の理解は得られないと思います。

これだけの規模の事業が、町の上位計画に位置づけなく、納税者である町民全体にきちっと示されないまま事業化されることはあってはならないことですので、私は、議案第37号、一般会計補正予算（第10号）に反対いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 私は、議案第37号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第10号）に対し、賛成の立場から討論いたします。

この件に関しましては、担当各課の職員の皆様の努力によりまして、内示を含めまして、合計で約2億4,000万円の国からの助成を受けられることができるようになりました。様々な取組の中で、子育て支援、高齢者支援、地場産業の支援など、これから幅広く政策の実現に向けて取り組むことになっています。ぜひ、地域発展のためにも、各事業が大きな成果が出せるように、地域住民との対話を深めて推進していただきたいと、このように思います。

ただその中でも課題があります。先ほどもありましたが、この実穀小学校の敷地にまず民地があり、地権者が30名を超えているということがまず1つ。また、2点目は2月22日の全員協議会で説明があった朝日中学校区の将来にわたる児童数の推移であります。その中で、本郷小

学校区の児童数が、令和8年には600名を優に超えてくることが記されていました。この問題も待ったなしで義務教育施設の計画を含めて、早急にこれは対応策を立てなければならないと思われる。

ぜひ、これらの問題も含めて、地域住民の声を1つ1つ丁寧に聞き、大切に、地域課題が解決されることを期待しまして、私の賛成討論といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 議案第37号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第10号）に反対の立場で討論をいたします。

公民館・ふれあいセンターの事業が、阿見町の第2期総合戦略に位置づけされているにもかかわらず、小学校区を対象とした地区公民館整備検討委員会を立ち上げ、計画を進めてきました。千葉県鴨川市では、小中学校の跡地活用を市民が議論、無作為に選ばれた市民による100人会議を設置し議論をしています。これは、政策シンクタンク構想日本が2014年から始めた住民協議会の手法であります。6行政区、今回の阿見町の12名の委員とは大きな違いです。

国の補助金を活用する事業であれば、地域の活性化の視点から、阿見町66行政区を対象に検討委員を選出し、住民同士で議論するべきでした。そうすることで、客観的な成果、効果を見極めることが可能であり、アンケートの回収率54.9%、364件の回答数で始められた今回の事業は、主観的な満足度の手法ではなく、客観的な数値から、町民にとって必要のない施設と判断されたことは明白です。よって、私は反対をいたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 私は賛成の立場から討論いたします。

まず、平成29年に区長さんを中心に跡地利活用検討委員会が発足し、その後回数を重ね、全戸アンケート調査など意見を集約し、平成30年2月に町に要望書を提出しています。その内容は主に地域交流拠点施設、また防災拠点である災害避難所などが含まれております。その骨組みとしてある要望書を基に、令和2年1月に実穀地区公民館整備検討委員会が開かれました。どんな施設にしていこうか、どんな施設にすれば世代を通して地域交流を図れるか。そういったことを現在まで9回、跡地利活用検討委員会から数えると月日にするともう少しで5年、慎重に協議、検討を重ねて、これまでの道のりを歩んでおります。

そして今回の国庫補助金、財源の確保としてもそうですが、何より地域、地元の要望に真剣に全力で取り組んでくれていることに感謝いたします。どうかこの補助金を活用し、地元の要望をかなえてもらいたいと考え、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 反対の立場から討論いたします。

実穀小学校地区の6行政区、2人ずつ12人の委員が整備検討委員会を、会議を重ねてきたということですが、これは町全体の財産なんですね。実穀小のためだけのものじゃないんです。町の財産なんです。それを実穀小学校地区だけで決めては、私は町民に言い訳きかないですよ。「何であんなの造ったの。あれって年間2,000万円以上かかるのに、使っていないじゃないですか、ほとんど」、そういうふうに言われたときに、私たち議員の責任もあると思います。

よって、この建設には反対いたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 賛成討論でいいですか。

○議長（久保谷充君） はい。

○11番（海野隆君） 私は補正予算に賛成をする立場から討論させていただきたいと思います。

この旧実穀小学校の跡地利活用問題は、学校再編計画を進めた前町長時代からの重要な町政上の課題でございました。地元住民の代表者による跡地利活用検討委員会、さらには、その後を受けた跡地利用検討委員会で審議を尽くし、建設することに決定しておりました。学校再編計画は、平成25年、2013年度から2か年の協議により、平成26年度末に策定をしております。

跡地利活用の検討については、学校再編計画の策定や、統合校同士の検討委員会の協議の中でも意見があり、地域の意見を伺いながら慎重に検討することとしておりました。跡地利活用計画の検討状態については、平成29年、2017年5月に、廃校が決定した吉原・実穀の両地区において、行政区長・町民等で構成する跡地利活用検討委員会が発足し、閉校後の跡地の利活用について地域の意見、要望を広く求め、それぞれの地域に望ましいと考える施設機能の検討、取りまとめが行われました。

跡地利活用検討委員会では、全戸に対するアンケート調査、それから先進地視察などが行われ、その検討過程については、委員会ニュースとして定期的に地区に回覧をされました。

こうした過程を経て、地域住民の意見を集約した要望書が、平成30年、2018年2月に、町に対し提出をされました。吉原・実穀両地区ともに、地域交流拠点施設としての整備が要望項目の1点目に挙げられております。

町ではこの地域全体からの要望書を受けて、跡地利活用の内部組織を平成30年、2018年4月、町長公室政策秘書課に阿見町学校跡地利用検討委員会を設置し、閉校となった小学校を地元要

望の実現を最優先に、まずは地域コミュニティの核となる施設として再整備するための検討に着手いたしました。

先ほど、上位計画に位置づけがないというような反対討論がありましたが、本町の、阿見町の地方創生を戦略的に推進するために策定した、阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略第2期計画の中に、基本目標4、住みなれた地域で暮らしを続けられるまちづくりの中に、公民館・ふれあいセンターの充実として、実穀小学校、吉原小学校を有効活用し、地域交流拠点となる施設としての改修を明確に位置づけしております。

こうした計画はその都度、議会に報告され意見を求めています。策定されるまでに、議会全員協議会、常任委員会、一般質問等で、公民館はもう十分だというような先ほどの反対という意見は全くありませんでした。

これまで阿見町は整備費として、防衛省からの補助金を想定して、町民の代表である議会や検討委員会、住民説明会で説明してきましたが、国庫補助には、連続して配分されないことなど様々な制約や条件があります。

今回、防衛省の国庫補助が交渉の中で難しいということが判明し、執行部は、新たなより有利な国庫補助として、地方創生拠点整備交付金、一般補助施設整備等事業債、町の基金を組み合わせた計画といたしました。地元の要望を受けた施設を実現するために、町民負担を軽減するためにも、何とか有利な国庫補助獲得のために奔走した職員に私は敬意を表したいと思っています。

以上、早期に実穀ふれあいセンターが整備されるよう望んで賛成討論といたします。長くなっております。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 私は反対の立場から討論いたします。

先ほど高野委員も反対討論されていましたが、旧実穀小学校跡地については民地が含まれています。その民地の権利関係についてもまだ確定していません。また、契約についても、無償借地等、どのような契約にするのか、その方針さえも定まっています。このような状況の中で、建設だけを進めるのは無責任と言わざるを得ないと思います。

本来であれば、所有者全員の方を事前に説明会を開き、了解を得た上で、くいなどを打ちながら権利関係を確定するよう進めるべきです。よって、この補正案には反対です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 議案第37号、実穀小学校、今問題になっている補正予算に賛成の討

論をいたします。

まず、先ほどもありましたけども、そもそも何でこういうことが問題になったかというのは、平成30年の2月2日に、阿見町長天田富司男さん宛てに、実穀小学校利活用検討委員会から要望書が出ています。その要望書の中には、子供たちの学び場であるとともに地域拠点のシンボルであったと、実穀小学校は言っています。これ小学校がなくなったというのは、今、吉原小学校と実穀小学校だけですから、ここの人たちはよくこの思いが分かると思うんです。

それで、高齢者や子育て世代も含め、地域住民にとって暮らしやすいまちづくりとなる施設を造ってほしいということを言っているんでね。先ほど来、町全体のものと、もちろんそう思います。町の予算を使うわけです。

しかしながら、その思いは、やっぱり実穀小学校地区の人たちの思いを酌んでやらないと、これは駄目だと思うんですよね。小学校なくなったんですよ。小学校なくなった人たちがどういう思いでいるのか。そこの要望をきちんと酌んでやると。それで町は、ふれあい地区館という事業をやっていますよね。これこそがまさに持続可能なまちづくりの拠点だと思う。一番根本だと思うんですよ。

私は二小地区ですけども、二小地区には地区公民館がありません。何かあるときは、かすみ公民館を使っています。どれだけ高齢者の皆さんが不自由な思いをしているとか、そういうことを考えたら、小学校をなくして公民館造るぐらいは当然やってやるべきだと思いますよ。そして要望が出ているんだから。

これは私はそういう思いに立って、賛成討論といたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 私は、今回この議案第37号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第10号）に対して賛成討論させていただきます。

この実穀小跡地利活用の問題は、前町長のときから、これは長い期間において審議をしてきたものであり、一度は議会といたしましても、このような跡地利用を公民館として決めたものでございます。また、町民、町全体のうねりとして、これはいけないという、そういうものがあるのであれば、私自身も一度立ち止まって考えるべきかとは思いましたけれども、現時点ではそのような波があるという、全体としてはあるとは思えませんので、今回のことに対して賛成させていただくものでございます。

また、執行部におきましても、様々な交付金、また予算、非常に苦労している中で、このような地方創生拠点整備交付金を、内閣府地方創生推進事務局から勝ち取っていただいたことに、心から感謝を申し上げます。この国からの交付金を事業費の約2分の1を充て

る、このようなことを勝ち取ったことに対して、大変御礼を申し上げます。

その中の1つといたしまして、様々課題はあるかと思いますが、今後の町の活性化につながる先進的な設備整備を支援すること、また2番目は、K P I——成果の目標をしっかりと定めてあること、またP D C Aサイクルの確立に取り組むこと、そういった縦割りの事業を超えた取組であるということが基本で決定されたものでございます。これに対してしっかり、今の現状を見極めながら今後地域の新しい交流拠点、また町の活性化を今後つなげるという、そういう事業の夢と希望を託すようなことを私は要望いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 賛成討論でも構いませんか。

○議長（久保谷充君） はい。

○15番（紙井和美君） 私は、議案第37号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第10号）に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

このたびの地方創生拠点整備交付金を申請するに当たっては、かなり明確な基準が設けられているのは皆様御承知のとおりであります。地域の活性化を図るための拠点となる施設整備を目的として交付されまして、地方創生につながる明確な指標を設定して検証する、そして検証結果を公開し、地域住民や国に対して交付金受領の正当性を示していく。また、一過性のものではなくて継続して地域活性化に役立つものであること。また、政策間連携、官民協働、地域間連携、自立性を重視すること、計画は具体性を持って明記するなど、一定の期間内に重点的に行うことが可能な事業内容で、早期に事業効果を得られるものでなければならないため、事業の進捗状況においては、交付を取り消される可能性もあるということは、先日全協でもお話をさせていただきました。

以上のことから、全国でも様々な申請内容がありますけれども、どれも工夫を凝らしたものでありまして、したがって、この交付金の内示が出たということは、執行部及び担当者の大いなる努力があったと推察されるものであります。

これからの地方自治は、官民が一体となって進めることがさらに求められていて、歩いて行ける身近な小学校区にコミュニティ拠点、そして防災拠点があるということは、公明党のスタンスでもあります。中長期的な展望を踏まえながら、来るべき2030年へのSDG sの実現と、持続可能なまちの発展を目指すことが重要ではないでしょうか。

阿見町では、既存の公民館運営の在り方を問い直していく、大きく発展させていく時期に来ていると思っております。この交付金を活用するに当たりまして、これからの公民館、そして

コミュニティセンターの在り方を考え直していただければというふうに考えております。これは教育委員会にとっては重要なことであります。例えば、生涯学習課として、中央公民館を単なる貸し館業務として考えるのではなく、中で何をやるのがいいことなのか、また、きちんと主体的に発展性を持って考え直していただきたい。

町長部局の政策企画課の構想を生涯学習課と協議して吟味して、そして趣向を凝らして発展させていく。町民活動課が、その中で協働して整備をしていく。いわゆる各課がそれぞれの持ち味を発揮して協働するといったところでありましょうか。どうか今後、提案内容に書いてあることを各課連携をして、発展性を持って考えていってほしいと提案いたします。

以上の提案をいたしながら、この件につきましては賛成といたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第37号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第37号は原案どおり可決することに決しました。

阿見町議会改革等調査研究特別委員会の中間報告について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、阿見町議会改革等調査研究特別委員会の中間報告について。

本案につきましては、阿見町議会改革等調査研究特別委員会に付議されている案件であります。委員長より委員会の中間報告を求めます。

阿見町議会改革等調査研究特別委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔議会改革等調査研究特別委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会改革等調査研究特別委員会委員長（吉田憲市君） それでは、議会改革等調査研究特別委員会の中間報告を申し上げます。

お手元の当委員会中間報告を御参照願います。2ページをお開きください。

設置について。当委員会は、令和2年9月25日、議会基本条例の目的の達成状況、その他議会活動及び議員活動について、基本条例に定められている条項の見直しを行うために設置をされました。

次に、3ページをお開きください。

活動実績について。当委員会は、令和2年10月13日から令和4年3月3日まで、22回の委員会を開催いたしました。各回の協議事項は資料のとおりです。令和3年4月からは、岩崎氏に議会改革アドバイザーを委嘱し、7ページにありますとおり、8回の研修会と議員勉強会を開催し、議員及び事務局職員の資質の向上を図ってまいりました。

8ページをお開きください。

調査結果についてでございます。会議の質疑や資料について改善をいたしました。

2番目に予算決算特別委員会について。当初予算・決算及び事務事業を一体的に審査・調査するため、令和3年6月に設置し、事務事業評価を行い提言書としてまとめ、執行部に提出をいたしました。

3番目といたしましては、請願者の意見陳述について。これまで規定があったものの一度も実績がなかったため、原則として、申入れがあれば説明していただく運用といたしました。

4番目、議会アドバイザーについては、先ほど申し上げたとおり岩崎氏に議会改革アドバイザーを委嘱し、参考人として委員会に出席をいただいております、研修を行ってまいりました。

5番目、災害時の対応について。災害対応規程と災害対応マニュアルを制定をいたしました。

6番目といたしまして、オンライン会議について。委員会条例・会議規則を改正し、災害の発生、感染症の蔓延等や、やむを得ない理由により委員会を開催する場所への出席が困難な場合、オンライン会議システムを活用した会議を開くことを可能といたしました。これまでに、新型コロナウイルス感染拡大を受け、4回の委員会をオンラインで開催いたしました。

7番目、動画編集配信について。数回の研修会で、議員全員が動画編集の技術を習得し、通学路の危険箇所の調査などに活かされております。

8番目、議会だよりのリニューアルについて。令和3年11月発行号から議会活動の内容を中心に掲載し、ページ数を減らしコスト削減をしながら、フルカラーにして写真を多用するなど、全面リニューアルをいたしました。

9番目、会派制、模擬議会、通年議会、休日夜間議会については、メリット、デメリットを挙げた上、継続して調査、協議をしていくことになりました。

13番目、議会モニターについて。町民からの要望、その他の意見を広く聴取し、議会改革、活性化の推進及び政策提案機能を強化するため、令和4年4月から7名の町民の方に、議会モニターを委嘱することが決まりました。

14番目、令和4年度以降の組織体制について。16ページの図のとおり、議会運営委員会や常任委員会の活動内容を見直すとともに、法に基づいた協議会、委員会活動を行うため、組織体制を改めました。

17ページをお開きください。

主な成果についてでございます。令和3年8月には、通学路の安全について、研修から町民と協働で提言書、意見書を作成し、町へ提言書、国へ意見書を提出いたしました。令和3年9月には、マニフェスト大賞実行委員会が主催する第16回マニフェスト大賞で、議会改革アドバイザー制度の取組が、応募総数2,730件の中からエリア選抜で165件に選ばれました。令和4年2月には、全国町村議会議長会の令和3年度町村会議長会表彰を受賞いたしました。

18ページをお開きください。

今後につきまして、令和4年4月以降は、各議員が個々に行った阿見町議会基本条例、阿見町政治倫理条例のセルフチェックを基に、議会モニター制度を活用し、町民の声を聞きながら、条項の見直しを行う予定になっております。

以上、議会改革等調査研究特別委員会の中間報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告を終わります。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第7、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

委員会の閉会中の継続審査の申し出の件

○議長（久保谷充君） 次に、日程第8、委員会の閉会中の継続審査の申し出の件についてを議題といたします。

民生教育常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、継続審査の申出の件について、起立によって採決いたします。

請願第1号、中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関に働きかけを求める意見書提出に関する請願について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立少数であります。よって、請願第1号の閉会中の継続審査の申出については、継続審査しないということに決しました。

民生教育常任委員会では、直ちに会議を開き、請願第1号を審査願います。

審査が終了次第、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は、委員長の報告書提出後といたします。

会議の再開は1時30分といたします。

午後 0時09分休憩

午後 1時30分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、委員長より審査終了の報告を受けました。

この際、請願第1号を日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

請願第1号	中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう、国連諸機関に働きかけを求める意見書提出に関する請願
-------	--

○議長（久保谷充君） これより、追加日程第1、請願第1号、中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関に働きかけを求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

委員長より、審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました請願第1号について、継続審査が否決されたことにより、本請願の審査が差し戻され再度審査を行いましたので、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年3月17日、午後0時12分に開会し午後0時28分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者はおりませんでした。

請願第1号、中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願については、紹介議員の出席を求め、直ちに質疑に入り、質疑を許しましたところ、政府は既に調査をし、新疆ウイグル自治区に人権問題があると認定をしたのですかという質疑に対し、第208回国会決議第1号については、国会が決議したということであって政府が認定したということではないとの答弁がありました。

次に、本年2月に衆議院で決議案を可決し国も動き始めている中、意見書を国に上げる理由は提案者から聞いているのかという質疑に対し、請願事項が2つあるが実現はしていない。請願者を実現していない部分を請願していると答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、反対討論としては、国連の実態調査を行うことを求め、今回の請願は慎重に判断する必要があると考え反対いたします。あと、本年2月1日に、第208回国会で決議第1号が衆議院で可決されており、意見書を提出するのであれば、今後の国の状況をよく確認してから出すべきではないかとの討論がありました。

続いて賛成討論としては、新疆ウイグル自治区への人権問題は、今回のロシアによるウクライナへの侵略と軌を一にするものです。このような覇権主義、人権侵害をなくすためにも、今回の請願に賛成します。また、引き続き各地域から提言を出しながら、調査を深く進めていくためにも提言していくことは必要ではないかとの賛成討論がありました。

その他討論なく、採決に入り、請願第1号、中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵

害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願については、賛成少数で不採択となりました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8 番飯野良治君。

○8 番（飯野良治君） 私は、請願に不採択の立場から討論をいたします。

私は在日中国人の人からも、この問題で話を聞きました。アメリカを中心とした西側の情報だけで判断するのは早計ではないかという話でした。また、日本政府の人権侵害での答弁でも分かるように、人権状況に懸念するということを示しています。中国政府に対して、透明性のある説明を働きかけたところと話しています。以上の現状を見ると、国連の実態調査を行うことを求め、今回の請願は慎重に判断する必要があると考え、不採択といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10 番永井義一君。

○10 番（永井義一君） 先ほどの委員会でもお話ししたんですけども、今回のこの請願、新疆ウイグル地区への人権侵害問題、今回のこのロシアによるウクライナの侵略と軌を一にしているものではないかと思います。ロシアの問題に関しても、県議会はじめ多くの市町村議会が抗議の決議を上げています。このような覇権主義、人権侵害をなくすためにも、今回の請願には賛成したいと思います。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

5 番高野好央君。

○5 番（高野好央君） 私は請願に不採択の立場から討論いたします。

今回の請願は、本年2月に国会において決議第1号、新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案が衆議院で可決しております。よって、さらに請願を提出するのであれば、今後の国会、国の状況をよく確認してからがいいと思いますので、今回は不採択が妥当だと考えております。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は不採択であります。本案を原案のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、請願第1号は原案どおり採択することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は1時45分といたします。

午後 1時39分休憩

午後 1時45分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、11番海野隆君ほか3名から、意見書案第1号、中華人民共和国による新疆ウイグル自治区への人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）が提出されました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第1号を日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。

意見書案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案第1号 中華人民共和国による新疆ウイグル自治区への人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）

○議長（久保谷充君） これより追加日程第2、意見書案第1号、中華人民共和国による新疆ウイグル自治区への人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

11番海野隆君、登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） それでは、意見書案について提案理由を申し上げます。

提案理由は意見書案を朗読することで代えさせていただきます。

中華人民共和国による新疆ウイグル自治区への人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）

中国新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国政府によって行われていることに対して、国際社会は深く憂慮している。

国連の人種差別撤廃委員会は、2018年9月、中国に対する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が、法的手続なしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

こうした中国政府による民族弾圧は、152か国が批准するジェノサイド（民族大量虐殺）条約にも違反する行為であり、民族弾圧や文化の破壊、人命のみならず人権を侵害する行為に対して、断固として非難と抗議の声を世界中から上げなければならない。

アメリカのトランプ政権時のポンペオ国務長官は、中国政府が新疆ウイグル自治区で行っている行為をジェノサイドと認定し、バイデン政権に移行後のブリンケン国務長官も、この見解を引き継ぎ、中国政府の人権弾圧や大量虐殺を非難している。

イギリスのドミニク・ラブ外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として、中国政府を非難した。イギリス議会下院は、新疆ウイグル自治区で「少数民族が人道に対する犯罪とジェノサイドに苦しんでいる」ことを認定し、イギリス政府に行動を求める決議を超党派の賛成で採択した。

さらに、オランダやカナダの議会下院でも新疆ウイグル自治区の状況をジェノサイドと認定する動議が提出され、可決されるなど、欧米各国でもこの問題を深刻に捉え、非難の声を上げている。

国際社会は、ともに声を上げ、行動し、イスラム教徒に対する卑劣極まりない中国の政策を全面的に停止させなければならない。国際法上の罪が疑われる当局者の責任を問うことを視野に入れ、国連は、独立した専門家による調査の実施を決定し、早急に特別報告者を派遣しなければならない。

国会では、2月1日衆議院で、中国の新疆ウイグル自治区などでの人権侵害を念頭に置いた非難決議を採択した。しかし、決議には「中国」という具体的な国名を指す文言を盛り込まず、「非難」という文言も盛り込まれなかった。

よって、阿見町議会は、国会及び政府に対し、強制収容所・刑務所に不当に拘束されているすべての人を直ちに釈放するよう中国政府に求めるとともに、この人権侵害を終わらせるために有効な手段をとるよう国連諸機関にはたらきかけることを要請する。

記

1. 国会及び政府は、強制収容所・刑務所に不当に拘束されている全ての人を直ちに釈放す

るように、中国政府に求めること。

2. 国会及び政府は、この人権侵害を終わらせるために有効な手段をとるよう国連諸機関にはたらきかけること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年3月17日、茨城県阿見町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の、案の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。案の文字の削除をお願いします。

これで本定例会に予定された日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

この際、会期中の閉会の件を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

会期中の閉会の件

○議長（久保谷充君） 追加日程第3，会期中の閉会の件を議題といたします。

本定例会の会期は，議員が新型コロナウイルス感染症に感染，また濃厚接触者として自宅待機となり，会期延長の決を採るための会議を開くことができず，会期延長の措置ができなかったことにより，町長から提出された議案や町民等から提出された請願が審議未了，廃案となることを避けるため，便宜上，当初の予定の最終日から11日間延ばした3月28日までを会期としておりましたが，本日，本定例会に予定された日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により，本日をもって閉会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

閉会の宣言

○議長（久保谷充君） 議員各位には，終始熱心に審議を尽くされ，ここにその全てを議了し，滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに，この上とも御自愛，御健勝を祈念いたします。

これをもちまして，令和4年第1回阿見町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 1時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 充

署 名 員 飯 野 良 治

署 名 員 永 井 義 一

参 考 資 料

令和４年第１回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第３号 議案第４号 議案第５号 議案第６号 議案第７号 議案第８号 議案第９号 議案第13号 議案第14号	阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について 阿見町個人情報保護条例の一部改正について 阿見町手数料徴収条例の一部改正について 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 阿見町都市計画税条例の一部改正について 令和３年度阿見町一般会計補正予算（第９号） 内 総務常任委員会所管事項
民生教育 常任委員会	議案第10号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第26号 請願第１号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について 令和３年度阿見町一般会計補正予算（第９号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和３年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第３号） 令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第４号） 令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号） 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入） 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願

産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第11号 議案第12号 議案第14号 議案第18号 議案第19号	阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について 阿見町下水道条例の一部改正について 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第9号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号） 令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）
予 算 決 算 特 別 委 員 会	議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号	令和4年度阿見町一般会計予算 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計予算 令和4年度阿見町介護保険特別会計予算 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 令和4年度阿見町水道事業会計予算 令和4年度阿見町下水道事業会計予算

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和3年12月～令和4年2月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	1月18日	全員協議会室	・第1回臨時会会期日程等について ・その他
	2月22日	全員協議会室	・第1回定例会会期日程等について ・請願・陳情等について ・その他
	2月25日	全員協議会室 (オンライン併用)	・一般質問について ・常任委員会・予算決算特別委員会の運営方法について ・その他
議会改革等調査 研究特別委員会	12月18日	中央公民館	・議会モニターについて ・動画配信について ・阿見町政治倫理条例の一部改正について ・令和4年度以降の議会組織体制について ・その他
	1月13日	全員協議会室	・動画配信について ・令和4年度以降の議会組織体制について ・その他

議会改革等調査 研究特別委員会	1月23日	第301会議室 (オンライン 併用)	・動画配信について ・阿見町政治倫理条例の一部改正について ・令和4年度以降の議会組織体制について ・その他
予 算 決 算 特 別 委 員 会	2月9日	全員協議会室	・3月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・その他
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	1月11日	全員協議会室	・議会だより171号の発行について ・その他
	1月17日	全員協議会室	・議会だより171号の発行について ・その他
議 会 報 告 運 営 委 員 会	1月18日	全員協議会室	・第7回議会報告会について ・その他
全 員 協 議 会	1月18日	議会議場	・議会事業評価に関する提言書に対する回答について ・令和4年度行政組織の配置等見直しについて ・教育委員会の移転について ・阿見町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給について ・子育て世帯への臨時特別給付金（町独自給付分）について ・保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援

全 員 協 議 会	1 月 18 日	議会議場	員等の処遇改善について ・ 都市計画道路寺子・飯倉線整備工事の設計変更について ・ その他
	2 月 4 日	議会議場	・ 令和 4 年度阿見町予算内示について ・ その他
	2 月 22 日	議会議場	・ 地域予算制度の実施状況について ・ 阿見町消防団員の定数及び報酬の見直しについて ・ 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例及び阿見町下水道条例の一部改正について ・ 筑見地区における都市計画税の賦課について ・ 新入生入学祝い品事業について ・ 朝日中学校区児童生徒数将来推計調査業務の報告について ・ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ・ 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・ その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月14日	全員協議会 ・令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会提出予定案件 ・稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合・複合化について		川畑秀慈 海野 隆
	2月25日	第1回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について ・龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ・令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号） ・令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算	原案同意 原案可決 原案可決 原案可決	川畑秀慈 海野 隆
牛久市・阿見町 斎場組合	2月8日	全員協議会 第1回定例会 ・令和3年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第2号） ・令和4年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算	原案可決 原案可決	飯野良治 樋口達哉 石引大介

稲敷地方広域市 町村圏事務組合	1 月 25 日	全員協議会 ・ 定例会提出議案及び新年度予算案の概要について		久保谷実 永井義一
	2 月 14 日	第 1 回定例会 ・ 令和 3 年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 3 号） ・ 令和 3 年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計補正予算（第 1 号） ・ 令和 4 年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計予算 ・ 令和 4 年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計予算	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	久保谷実 紙井和美 永井義一

請 願 文 書 表

令和4年第1回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 出所 者氏 名	紹氏 介議 員名	議決 結果
1	令和 4年 2月 21日	1. 件 名 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願 2. 主 旨 新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。 中国の新疆ウイグル自治区のウイグル人やカザフスタン人など、大多数がイスラム教徒である民族の人たちは、国家による大量投獄、拷問、迫害を受け、強制労働を強いられている。これは人道に対する罪に相当する。中国は、2017年以来、同自治区のイスラム教徒の宗教、文化、言語を消滅させるために手段を選ばない対応を取ってきたが、今回国際アムネスティが行った多数の元被拘禁者への聞き取りで、当局の常軌を逸した手口があらためて浮き彫りになった。中国は、新疆ウイグル自治区全域に世界でも最も精巧とされる監視体制を敷き、実態は強制収容所である巨大な「再教育」施設群を作り上げている。施設内では、組織的に虐待や暴力行為が行われ、被収容者はあらゆる面で厳格に管理され、宗教色を排除した単一の中国人国家の考え方と共産党の理念を徹底的に植え付けられている。 ウイグル人やカザフスタン人などのイスラム系住民は、人道に対する罪にあたる行為や重大な人権侵害にさらされ、宗教的・文化的同一性を失う危機的な状況に置かれている。中国政府による、イスラム教を信仰する民族を標的とした弾圧は、中国国内にとどまらず、世界各地に及んでいる。海外で暮らすウイグル人やカザフ人は、各国の中国大使館などから個人情報提供を求められ、脅迫を受けたりしている。彼らは海外にいても身の危険を感じ、中国に帰国させられる不安を常に抱えている。中国は、直ちに強制収容所を解体し、強制収容所・刑務所で拘禁されている人たちを解放し、自治区のイスラム教徒への弾圧をやめるべきだ。	茨城県水戸市赤塚一―一九六九―九 茨城県稲敷郡阿見町中央六―十一 公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本 水戸グループ 代表 望月 明 佐藤 あけみ	海野 隆	

		国際社会は共に声を上げ、行動し、イスラム教徒に対する卑劣極まりない中国の政策を全面的に停止させなければならない。国際法上の罪が疑われる当局者の責任を問うことを視野に入れ、国連は、独立した専門家による調査の実施を決定し、早急に特別報告者を派遣しなければならない。 よって、阿見町議会は、国会及び政府に対し、強制収容所・刑務所に不当に拘束されているすべての人を直ちに釈放するよう中国政府に求めるとともに、この人権侵害を終わらせるために有効な手段をとるよう国連諸機関にはたらきかけることを、要請する。 以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ意見書を提出していただきますようにお願いいたします。 (請願事項) 1. 国会及び政府は、強制収容所・刑務所に不当に拘束されているすべての人を直ちに釈放するよう中国政府に求めること。 2. 国会及び政府は、この人権侵害を終わらせるために有効な手段をとるよう国連諸機関にはたらきかけること。			
--	--	---	--	--	--

令和4年3月16日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 樋口 達哉

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和4年3月4日（金）午前10時00分～午前10時43分
2. 審査委員 樋口 達哉
石引 大介
久保谷 実
柴原 成一
川畑 秀慈
野口 雅弘
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第3号
議案第4号
議案第5号
議案第6号
議案第7号
議案第8号
議案第9号
議案第13号
議案第14号 内 総務常任委員会所管事項
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年3月16日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 栗原 宜行

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和4年3月4日（金）午後2時00分～午後3時17分
2. 審査委員 栗原 宜行
飯野 良治
紙井 和美
永井 義一
高野 好央
3. 審査結果
 - ・原案通り可決したもの
議案第10号
議案第14号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第26号
 - ・継続審査を可決したもの
請願第1号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年3月17日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 栗原 宜行

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和4年3月17日（木）午後0時12分～午後0時28分
2. 審査委員 栗原 宜行
飯野 良治
紙井 和美
永井 義一
高野 好央
落合 剛
3. 審査結果 ・不採択としたもの
請願第1号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年3月16日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 平岡 博

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和4年3月7日（月）午前10時00分～午前10時12分
2. 審査委員 平岡 博
吉田 憲市
難波 千香子
栗田 敏昌
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第11号
議案第12号
議案第14号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第18号
議案第19号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年3月16日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会予算決算特別委員会
委員長 石引 大介

予 算 決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、
会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日

令和4年3月 8日（火）午前10時00分～午後 0時06分
令和4年3月 9日（水）午前10時00分～午後 0時20分
令和4年3月10日（木）午前10時00分～午前11時26分

2. 審査委員 17名

落 合	剛
栗 田 敏	昌
石 引 大	介
高 野 好	央
樋 口 達	哉
栗 原 宜	行
飯 野 良	治
野 口 雅	弘
永 井 義	一
海 野	隆
平 岡	博
川 畑 秀	慈
難 波 千	香子
紙 井 和	美
柴 原 成	一
久保谷	実
吉 田 憲	市

3. 審査結果 ・原案通り可決したもの 議案第20号

議案第 2 1 号

議案第 2 2 号

議案第 2 3 号

議案第 2 4 号

議案第 2 5 号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り